

厚生労働行政推進調査事業費補助金

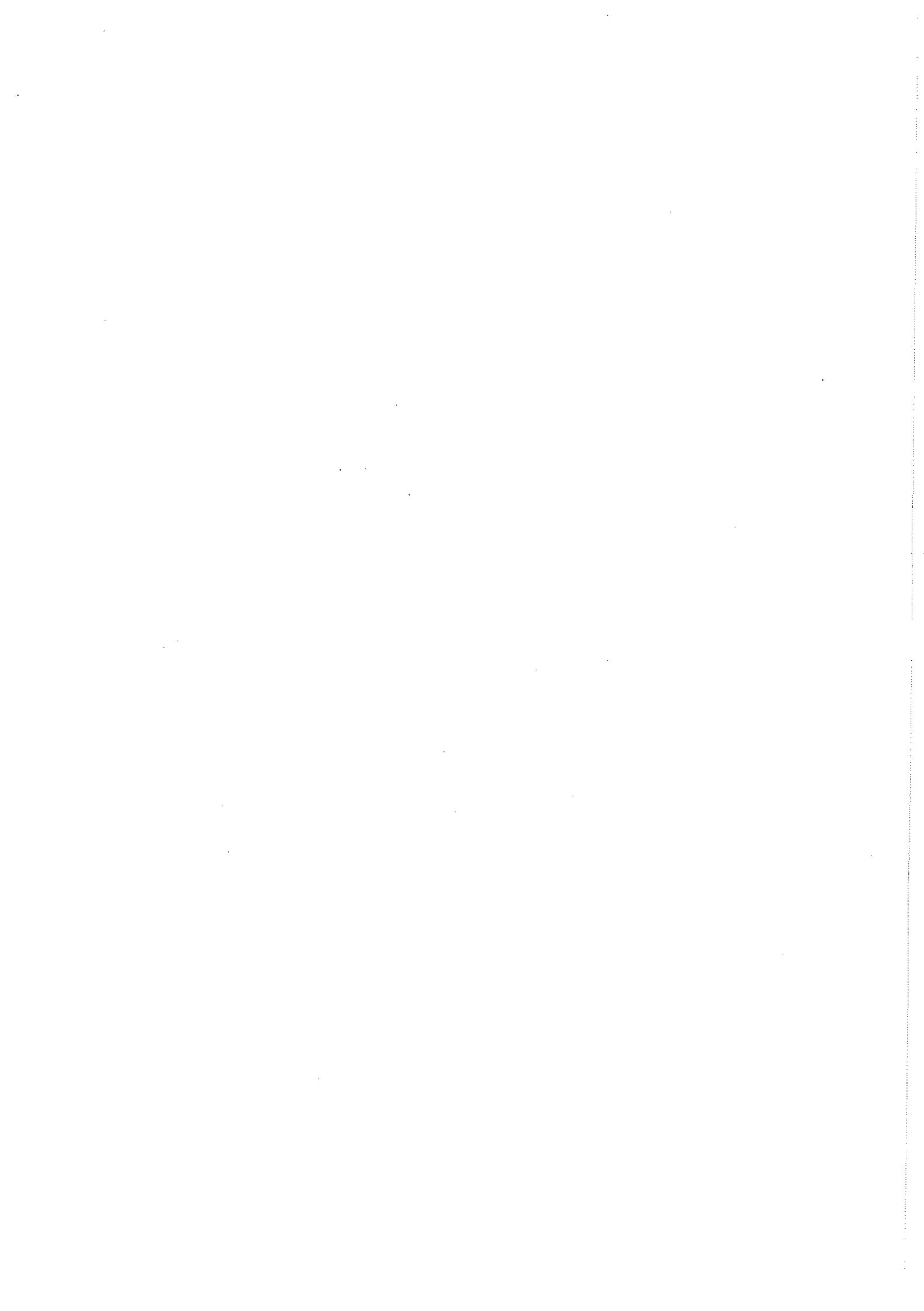
厚生労働科学特別研究事業

墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究

令和2年度 総括研究報告書

令和3年 3月

研究代表者 喜多村 悅史



## 目 次

墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究報告書	…	1
1 研究の要旨	…	1
2 研究の概要	…	1
3 研究者	…	1
4 研究目的	…	2
5 研究方法	…	2
6 研究結果	…	3
7 残された課題	…	3
第1章 各種調査の結果		
第1 散骨をめぐる法制度の考え方	…	5
第2 国民意識調査の結果概要	…	60
第3 地方自治体の条例・要綱・ガイドラインの概要	…	111
第4 地方自治体アンケート調査の結果概要	…	122
第5 海外における火葬及び散骨の動向調査の概要	…	136
第6 海洋散骨現地調査報告	…	162
第7 散骨事業者アンケートの結果概要	…	167
第8 散骨問題に関する事業者ヒアリングの概要	…	
① 一般社団法人全国海洋散骨船協会	…	174
② 一般社団法人日本海洋散骨船協会	…	178
③ 戸田葬祭サービス株式会社(陸上散骨業者)	…	180
第9 火葬場アンケート調査結果報告	…	182
第10 火葬場自治体ヒアリングの概要	…	255
第2章 散骨問題に関するガイドラインの提案	…	259
第3章 留意すべき事項	…	267
(参考資料)		
平成10年厚生省懇談会報告書	…	270



# 厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

## 令和2年度総括研究報告書

### 墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究

研究代表者 喜多村悦史 東京福祉大学教授 特定非営利活動法人日本環境  
斎苑協会理事

#### 1 研究の要旨

何人も必ず死を迎えるが、その際、残された遺族は、葬送の儀式を行うとともに、衛生的に火葬を行い、また埋葬などを行うのが通例である。こうした葬送は、国民の宗教的感情の適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われなければならない。本研究は、最近における墓地埋葬をめぐる現状と課題を研究し、対応策の在り方を明らかにする。

#### 2 研究の概要

何人も、必ず死を迎えるが、その際、残された遺族は、故人をしのび、葬送の儀式を行うとともに、衛生的に火葬を行い、又、埋葬等を行うのが通例である。こうした葬送の儀式は、国民の意識を踏まえ、公衆衛生の改善と国民の宗教的感情を踏まえて適切な対応を行うことが求められている。このあり方を定めたのが、墓地及び埋葬に関する法律である。

本研究「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」は、新たな葬送の方法として、近年増加しつつある散骨に關しその法的な位置づけ、国民意識の動向、諸外国の規制の動向、地方自治体や事業者の対応の動向を調査し、その適正化に向けてガイドラインの策定について研究を行うこと、また、現時点における火葬場の設置管理の現状を調査することにより、墓地埋葬火葬の在り方をどうすべきかについて提言を行うこととしたものである。

#### 3 研究者

代表研究者 喜多村悦史 東京福祉大学教授  
特定非営利活動法人日本環境斎苑協会理事

分担研究者 横田勇 静岡県立大学名誉教授  
特定非営利活動法人日本環境斎苑協会常任理事

横田睦 公益財団法人全日本墓園協会理事

小松初男 弁護士 虎の門法律事務所

研究協力者 福井晶喜 独立行政法人国民生活センター相談情報部

## 相談第二課長

### 4 研究目的

本研究は、二つの目的を持つ。その一つは、散骨に関するガイドラインの策定である。近年わが国では、都市化や核家族化に伴う家意識の希薄化、少子高齢化の進展により、葬送の在り方に関する国民意識も変化してきており、このような背景から、家族が墓を所有せず、遺骨を散骨する例やいわゆる「墓じまい」に伴い、遺骨を散骨する事例が増加している。散骨については、現状では、法律上の位置づけが明確でなく、一部の地方自治体の条例やガイドライン、業界団体の自主基準などに従って行われているが、全国的な見地から明確なガイドラインの設定を検討すべきだと指摘もなされている。本研究では、国民の意識の動向の把握、外国における散骨への対応状況の整理、地方自治体の条例などの検討、業界団体へのヒアリングなどを通じて、適切なガイドラインの策定を行うこととしたものである。

二つ目の目的は、火葬場の設置管理に関するマニュアルの見直しに関する指針の策定である。現在、火葬場の設置管理に関しては、墓地埋葬に関する法律(以下、「墓埋法」という。)では、特段の規定がないため、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会(以下、「斎苑協会」という。)が地方自治体などによるべき指針として、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を策定し、公表している。

本研究では、火葬設置管理に関する実態を把握するため、全国の火葬場を対象にアンケート調査を行い、その現状を把握するとともに、これをもとに「マニュアル改定にあたって留意すべき事項」を整理した。この結果は、斎苑協会が行うマニュアル改定にあたって指針となるものである。

### 5 研究方法

(1) 本研究では、法律制度の専門家である代表研究者、公衆衛生・環境の専門家、墓地埋葬法・墓地制度の専門家、法制度・判例研究の専門家、消費者保護の専門家で構成する研究会を構成し、研究を進めた。

(2) 研究会の構成員は、次のとおりである。

代表研究者 喜多村悦史 東京福祉大学教授

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会理事

分担研究者 横田 勇 静岡県立大学名誉教授

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会常任理事

分担研究者 横田 瞳 公益財団法人全日本墓園協会理事

分担研究者 小松初男 弁護士 虎の門法律事務所

研究協力者 福井晶喜 独立行政法人国民生活センター相談情報部

相談第2課長

(3) 本研究では、次のような調査により、実情の把握を行った。

- ① 散骨に関する研究では、次のような調査を行った。
  - 1) 国民の埋葬、散骨に関する意識調査
  - 2) 地方自治体の条例などによる規制動向に関する調査
  - 3) 規制を行っている地方自治体に対するアンケート調査
  - 4) 散骨事業者及び散骨事業者団体に関するアンケート調査
  - 5) 散骨事業者に対するヒアリング調査
  - 6) 海外における火葬及び散骨の実態に関する専門家の調査
- ② 火葬場の管理の在り方に関する研究では、全国の火葬場に対しその実情、管理に関し、アンケート調査を行った。

## 6 研究結果

上記の各種調査を踏まえ、研究班では、次の成果を取りまとめた。

- ① 散骨に関する基本的考え方のとりまとめ、地方公共団体の判断事項に対する散骨のガイドライン及び事業者に対する散骨のガイドラインの提案

なお、本研究のとりまとめにあたっては、海外の火葬、散骨の実態及び法制度などに関し、聖徳大学の長江曜子教授に詳細なレポートの提出をいただき、また、研究会関係者のヒアリングに応じていただく等、大変参考にさせていただいたほか、散骨の実務に携わっておられる海洋散骨事業者の団体である全国海洋散骨船協会、日本海洋散骨協会、陸上散骨を行っている戸田葬祭サービス株式会社にもヒアリングを通じて、実態把握を行わせていただき、大変参考にさせていただいたことに対し、厚く御礼申し上げたい。

- ② 火葬場の建設・維持管理マニュアルの改訂にあたって留意すべき事項

## 7 残された課題

- (1) 策定された上記の「火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル改定にあたって留意すべき事項」については、別途特定非営利活動法人日本環境斎苑協会において、学識経験者からなる研究会を設置し、同協会が策定している「火葬場の建設・維持管理に関するマニュアル」の改訂に向けて検討を進めることが必要である。
- (2) 散骨に関するガイドラインについては、厚生労働省に提出した上で、厚生労働省のご指導の下で、適切な普及啓発活動が行われることが望まれる。
- (3) 散骨実施するにあたり、死者の個人情報を守るために、地方自治体及び散骨事業者は、死者の指名、散骨の実施、散骨の実施場所に関する情報に關し、適切な保全処置を講ずるよう努める必要がある。このため、こうした趣旨を適切に広報するものとする。

## 第1章 各種調査の結果

- 第1 散骨をめぐる法制度の考え方
  - 第2 国民意識調査の結果概要
  - 第3 地方自治体の条例・要綱・ガイドラインの概要
  - 第4 地方自治体アンケート調査の結果の概要
  - 第5 海外における火葬及び散骨の動向調査の概要
  - 第6 海洋散骨現地調査報告
  - 第7 散骨事業者アンケートの結果概要
  - 第8 散骨問題に関する事業者ヒアリングの概要
    - ① 一般社団法人全国海洋散骨船協会
    - ② 一般社団法人海洋散骨協会
    - ③ 戸田葬祭サービス株式会社（陸上散骨事業者）
  - 第9 火葬場アンケート調査結果報告
  - 第10 火葬場自治体ヒアリングの概要
- 第2章 散骨に関するガイドラインの提案
- 第3章 火葬場建設・維持管理マニュアルの改訂にあたって留意すべき事項  
(参考資料)
- 平成10年厚生省懇談会の報告書

## 第 1 章 各 種 調 査 の 結 果

### 第1 散骨に関する法制度の考え方

この「考え方」は、本研究会が散骨のガイドラインを検討するに先立ち、散骨に関連する法制度の考え方を整理するため、分担研究者である小松初男氏が議論の素材を作成し、研究会メンバーで論議の上、取りまとめたものである。

#### I 散骨（撒骨）とは

死者の遺骨を粉にして海や山へ撒く葬礼<sup>1</sup>。

#### II 散骨に係わると思われる法律

##### 1 刑法 190 条 死体等損壊罪

「死体・遺骨・遺髪又は棺内に納めてある物を損壊・遺棄・領得した者は、3年以下の懲役に処する。」

###### (1) 保護法益

本罪は財産権の保護を目的とする財産罪ではなく、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情を保護するものであり、その結果、死体等や棺内蔵置物に対し、所有権等の財産権を有する者も本罪の主体となりうる<sup>2</sup>。

###### (2) 解釈

ア 「遺骨」は、死者の祭祀・記念のために保存の対象となるものに限る。

したがって、遺族らが風俗習慣に従って正当に処分したもの、例えば火葬場において遺族が収集した残りの骨片で遺族が放擲したものは、もはや遺骨ではなくその領得は遺骨領得罪を構成しない<sup>3</sup>。

イ 「損壊」とは、物理的に損傷、破壊することをいう<sup>4</sup>。

- ・ 殺害後に運搬あるいは隠匿の便宜等のため死体を切断する行為（大判昭和 8 年 7 月 8 日）、殺害した死体を家屋とともに焼却する行為（大判大 12 年 8 月 21 日）、万病薬として売却するため墳墓から発掘した嬰児の死体を黒焼きにして粉末にする行為（秋田地裁大館支部昭和 31 年 12 月 26 日、判時 104 号 27 頁）等がこれにあたる<sup>5</sup>。
- ・ 刑訴法の鑑定等として行なわれる司法解剖（168 条 1 項、229 条）、墓埋法に基づく火葬（5 条）、死体解剖保存法に基づく解剖（7 条）、食品衛生法（59 条 2 項）に基づく解剖なども死体の損壊行為であるが、これらの法令に基づくものであるかぎり違法性

<sup>1</sup> 広辞苑

<sup>2</sup> 大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第 7 卷」（青林書院）307 頁（資料 1）、団藤重光「刑法各論第 3 版」（創文社）363 頁（資料 2）

<sup>3</sup> 大判明治 43 年 10 月 4 日刑集 16 輯 1608 頁ほか、大塚仁ほか編・前掲 310 頁

<sup>4</sup> 大塚仁ほか編・前掲 311 頁

<sup>5</sup> 同上 311 頁

がないことはもとよりである<sup>6</sup>。

- ・ 以下は、臓器移植法が 1997 年 10 月に施行される前の記述であるが、法律に定めのない死体等損壊の適法性（違法性）に関する考え方の参考に供するため引用する。

「心臓移植のためなど法の明文に基づかない場合は、刑法 35 条の一般原則の適用の問題となり、結局、医学的見地および社会的見地の双方から相当と見られる場合にかぎって違法性が阻却される、というべきであろう<sup>7</sup>。」

※ 刑事罰が科される犯罪とは、犯罪構成要件に該当し、違法かつ有責な行為をいう。

#### ウ 違法性阻却事由

\* 刑法 35 条「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」

- ・ 正当な業務による行為とは、プロボクサーによる殴打やプロレスラーによる殴打や蹴り等をいう。
- ・ 法律は、法令または正当な業務による行為および正当防衛（36 条）・緊急避難（37 条）を定型的な違法性阻却事由として規定しているが、違法性が具体的・実質的なものである以上、その阻却事由もこれらに限定されるはずはない。ことに、正当な業務による行為を法律が挙げている趣旨は、業務ということに格別の意味を認めたものとは解されない。職業的拳闘家の拳闘が暴行罪・傷害罪にならないのと同様に、学生の拳闘も暴行罪・傷害罪になるはずがない。かようにして、35 条を手がかりとして、違法性の阻却に関する解釈論が展開されるようになったのである。つまりは、法秩序全体の精神に照らして是認されるかどうか一反面からいえば、社会的相当性が認められるかどうかによって決定されることになる<sup>8</sup>。
- ・・・団藤博士は、「社会的相当行為」を違法性阻却事由の一つとして掲示し、業務妨害に該当する労働争議行為、安楽死ないし尊厳死等の違法性阻却事由を論じている。
- ・ 要するに違法性とは、単に形式的にではなく実質的に、全体としての法秩序に反することである。実質的に全体としての法秩序に反するということは、法秩序の基底となっている社会倫理的な規範に反することにはかならない。M・E・マイヤーが「文化規範の違反」といっているのも、また、ヴェルツェルが「社会的相当性」の観念でこれを説明しているのも、かような意味で理解されるべきである<sup>9</sup>。

#### エ 「可罰的違法性」という考え方

犯罪の成立要件である違法性は、当該の犯罪の処罰を基礎付けるだけの「質」と「量」を備えたものでなければならない。構成要件該当行為が、刑法以外の法領域において違

<sup>6</sup> 同上 311 頁

<sup>7</sup> 団藤・前掲 364 頁

<sup>8</sup> 団藤重光「刑法総論第 3 版」（創文社）209 頁

<sup>9</sup> 同上 188 頁

法であると評価されている場合に、刑法において、その違法性が阻却される余地があるとする考え方。「当該構成要件が規定する法益侵害・危険が惹起されても、それが軽微であり、当該犯罪について認められた法定刑により処罰するにはあたらない程度の違法性しか認められない場合には、犯罪の成立は否定される」ことになる<sup>10</sup>。

オ 「遺棄」とは、習俗上の埋葬等と認められる方法によらないで死体等を放棄することをいう。

- ・ 殺害した死体を山中に埋め、床下に隠匿し、井戸や海中に投げ捨て、あるいはコインロッカー内に詰め込み放置する等の行為が典型である。死体を土中に埋葬する行為であっても、それが宗教風俗上の埋葬とは認められない方法によるものであれば遺棄に該当する<sup>11</sup>。
- ・ 遺言に従った葬送のために死体・遺骨を海中に投棄したような場合、一般の宗教的感情を害するか否かによって判断するほかない。遺骨を灰にして投棄する場合はともかく、死体あるいは遺骨のまま海中等に投棄することは、本条の遺棄に該当するのではないか。
- ・ 船員法（15 条）・同施行規則 5 条に基づく水葬については、死体遺棄罪は成立しない。

←法令による行為（刑法 35 条）

## 2 墓地、埋葬等に関する法律（資料 4）

### （1）関連条文

ア 第 1 条「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行なわれることを目的とする。」

イ 第 4 条 1 項「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行なってはならない。」

### （2）解釈

イ 1991 年 10 月に「葬送の自由をすすめる会」が、第 1 回の海洋散骨を相模灘で実施した際、当時の法務省がマスコミ関係者からの問い合わせに対して、実施から 10 日後に記者クラブを通じて発表したとされる見解<sup>12</sup>。

「刑法 190 条は、社会的習俗としての宗教的感情などを保護するのが目的だから、葬送のための祭祀で、節度を持って行われる限り問題はない。」、「墓地、埋葬等に関する法律は、もともと土葬や火葬を対象にしていて、遺骨を海や山にまくといった葬法は想定しておらず対象外である。」

ウ これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書（平成 10 年 6 月厚生省生活衛生局、

<sup>10</sup> 山口厚「刑法総論第 2 版」（有斐閣）173 頁（資料 3）

<sup>11</sup> 大塚仁ほか編・前掲 311 頁

<sup>12</sup> 村田ますみ編「海へ還る 海洋散骨の手引き」（啓文社）33 頁

座長・浦川道太郎)<sup>13</sup> (資料 5)

「墓地埋葬法が想定していない葬法として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所に焼骨を散布する散骨を行なう人々が現れた。墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行なう場合は、散骨を処罰の対象とすることはできないと解されている。」一中略—「しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある、・・・意識調査の中でも街中、水源地、公園などでは散骨を行なうべきではないという意見が8割から9割を占めている。したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によって行なうことは認められようが、その方法については公認された社会的な取り決めが設けられることが望ましい。」

### 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (資料 6)

#### (1) 関連条文

- ア 第 16 条 「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」
- イ 第 2 条 1 項 「この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、・・・動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。」
- ウ 第 25 条 1 項 「次の各号のいづれかに該当する者は、5 年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。・・・<sup>14</sup> 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者」

#### (2) 解釈 (資料 7、9)

- ア 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その形状等を総合的に勘案して判断すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。法 2 条 1 項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行なったものであること。<sup>15</sup>
- イ 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な处分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じる可能性を常に有していることから、法

<sup>13</sup> 生活衛生法規研究会監修「新訂逐条解説墓地、埋葬等に関する法律第 3 版」(第一法規) 347 頁以下に収録

<sup>14</sup> 「廃棄物の範囲等」昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号(最終改正 平成 14 年 5 月 21 日 環廃産 294 号)

による適切な管理下に置くことが必要であること<sup>15</sup>。

← 人骨がそのようなものに該当するであろうか？

ウ 動物園事業において取り扱われる動物の死体については、昭和 52 年 8 月 3 日付環第 78 号において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項の廃棄物には該当しないとされているところである。これは、当該事業において取り扱われる動物の死体は、宗教的及び社会的慣習等により埋葬及び供養等が行なわれるものであるため、社会通念上、同項に規定する「汚物又は不要物」に該当しないとの考えによるものである。一方で、動物園事業において当該死体の火葬に伴って生じた焼骨であって、埋葬及び供養等が行なわれないものについては、必ずしもこの考えに当てはまるものではないことから、…産業廃棄物該当性を適切に判断の上、産業廃棄物として取り扱うことが適当なものについては、その様に取り扱って差し支えない。

← 人体や人骨についてはなおさらである、と解釈すべきではないか。

エ 「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為を指す<sup>16</sup>。

### (3) 適用範囲 (資料 8)

ア 投棄禁止<sup>17</sup>

- 市町村が一般廃棄物の処理を行なう必要があるものとして一定の計画を策定する廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する区域及びその地先海面並びにその他の区域においても下水道及び河川その他の公共の水域にあっては、一般廃棄物の投棄は禁止されること。
- 地先海面を含むわが国の全域において産業廃棄物の投棄は禁止されること。
- 地先海面とは、わが国の領海すなわち海岸から 3 海里<sup>18</sup>までの海域及び内湾、内海を指すものであること。

イ 投棄禁止<sup>19</sup>

廃棄物の不法投棄対策を強化するため、我が国の全域において廃棄物の不法投棄を禁止したこと。

## 4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (資料 10)

### (1) 関連条文

ア 第 2 条 1 項「何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質又は廃棄物の排出・・・その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。」

<sup>15</sup> 「廃棄物該当性の判断」平成 30 年 3 月 30 日環循規発 18033028 号

<sup>16</sup> 廃棄物処理法編集委員会編「廃棄物処理法の解説（平成 24 年度版）」（一社）日本環境衛生センター 355 頁

<sup>17</sup> 昭和 46 年 10 月 16 日環整 43 号（最終改正 昭和 49 年 3 月 25 日環整 36 号）

<sup>18</sup> 1 海里は、1,8520 キロメートル

<sup>19</sup> 平成 4 年 8 月 13 日衛環 232 号（最終改正 平成 8 年 6 月 5 日衛環 189 号）

## 資料 1

- イ 第3条「6 廃棄物　人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害パラストを除く。）をいう。7 排出　物を海洋に流し、又は落とすことをいう。」
- ウ 第10条1項「何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りではない。—後略」
- エ 第55条1項「次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。  
第10条1項の規定に違反して、廃棄物を排出した者」

### （2）解釈

焼骨は、同法にいう「廃棄物」に該当しないのではないか。

## 5 海事法規<sup>20</sup>

### （1）船舶職員及び小型船舶操縦者法

- ア 釣り船や屋形船、海洋散骨等で乗客を乗船させた船の船長は、小型船舶操縦士の資格のほか、特定操縦免許（自動車の2種免許にあたるもの）の資格が必要。
- イ 船長は、暴露甲板にいる乗客に対して救命胴衣を着用させる義務がある。

### （2）海上運送法（資料11、12）

- ア 船舶運航事業のうちの「不定期航路事業」等の許可や届け出が必要。
- イ 釣り船や渡船等漁場等へ案内して釣り等のサービスをするのは、「遊漁船業」の許可事業。漁業法で「もっぱら漁業に従事する船舶」でおこなうことも、不可。
- ウ レジャーボート所有者、釣り船業者、漁業者が、遺族らを乗船させて海洋散骨等を行う行為（ヤミ散骨）は、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらの併科」（第46条3号）か「50万円以下の罰金」のいずれかがその実態に応じて科される。なお、自分の身内や友人を乗船させて散骨を行う場合（いわゆる自家用船としての出船）は、同法の対象外のため、許可等は不要となる。

<sup>20</sup> 村田ますみ編・前掲112頁～

第三章 犯罪の種類

死後遺棄罪の判示には死屋・廻船等が何人のものに係るかを詳記する必要はないとする判例がある（大判昭5・2・187例系判決5巻334／21頁）。

卷之三

死体とは、死亡した人の身体であるが(大正・注釋336頁)、何をもって死亡とするかについては、医学上の問題とあぐる臓死問題との関連で、従来より議論がある。基本的には医学の問題であるが、国民の生命権、宗教観、倫理觀ともからるものである。現行法には、死の定義をするものではなく、従来、いわゆる三兆展説(心電拮抗の不可逆的停止、自発的な呼吸の不可逆的停止、脳死の最大をもって死とするもの)によって死の判定を行うのが一般的な学習書に記載されている。

るため、平成元年12月成立の臨時選死及び腰器移植審査会設置法に基づき設置された内閣総理大臣の諮問機関である「臨時選死及び腰器移植調査会」（平成2年2月第2回）で、この問題につき審議が行われているところであり、その動向が注目されているところである。

死後状態は死後とは異なるものであり、いまだ人である死体ではない（国医・注解）  
〔坂金〕 357頁。大槻・注解35頁、仙台高等法院25・5・22特報8号109頁、判例12号35頁、札幌高等法院  
32・3-22高等102号197頁。高松高等法院35号1頁「刑法の90条ないし死刑などによる死の處置が完全に停止  
したものであることを要し、まだ死後状態にあるものを含まない」。  
このように、本条の死体には死後状態を含まないのが原則であるが、行為の時点で死後状態にあることをも認める。これにおいていたのか否かが明確でない場合もあり、その標準に診断を要することもある。これら

免責する判例としては、①殺害行為の可罰性に付けても争へ未遂である、<sup>クレーベル事件</sup>にはならないとする判例(広島高等裁判所昭和36.7.7.民事訴訟卷5号330頁、判時269号17頁、判タ121-136頁)、なお、齋藤として斎藤・シナ基本判例295頁、同2版100頁、ハ木・ひろばは15巻2号19頁、<sup>名研172号5頁、前田・法セヒ等号94頁、研修16号65頁、大原・御鑑23号10頁、清水・日法27巻号144頁、</sup>がある。他方、②殺人行為を陳述を隠匿すべく被害者の隕面にダンボール等を被覆して真面を隠さした事実につき、「被告人が被害者の死亡を確信していたこと、何人外見上は被害者の死亡に疑いを惹かせる余地のない状態にあったこと、医学的にも判定が難であること、頭部の損傷により短時間の死亡が確定であり現に死亡したこと、本件損傷行為が被害者の死亡に何等の原因を与えるものではないこと」などを理由に、たまたま主

卷之三

I	超音	1	(1) 作為形態	30
			(2) 不作為形態	34
II	客体	4		34
			3 銀等	37
1	死体	8	4 行為應接相互の關係	40
2	遺骨	15		43
3	遺髪	17	IV 他罪との關係	44
				49
4	精神に障害した者等	19	1 驚喜	54
III	行為	22	2 その他	54
			V 気氛	54
IV	指證	24		

第三章 中国の歴史と文化

卷之三

本罪の客体は、死体、遺骨、遺髪、及び棺内蔵置物である。  
19条との関係上、本条の客体たる死体等には、不法に操縦して得られたものは含まれないとする説・判例がある（大原・生田33頁、判ニエウ「蛭田」38頁、大判大3・11・15及20  
20条第1項に規定する犯罪の目的物は同法19条において規定する不法の操作装置によりて  
被殺死又は受傷の目的となるものを除外したる死体遺骨等を指称するものと解すべきものとする。

本邦の空体

191条との関係上、本条の客体たる死体等には、不法で死体等にて害されたものには含まれないとする説・判例がある（大庭・生田837頁、判ニメキ「篠田」338頁、大判大3・11・15鉄2095頁）。「刑法的目的物は同法191条において規定する不法の侵害対象によりて殺害されたものと解すべきものとする」。

ても、それが人の形態を呈えており、宗教的儀式の対象となるものは含まれる（国法・注解〔死体等損壊〕359頁。なお、死体に死胎を含むとした上位判例はないけれども、妊娠4ヵ月以上の死胎に該するものである）。妊娠3、4ヵ月で流産するなどの状態は本条の死体には含まれない（同法・注解〔死体等損壊〕359頁）。

## 15. 2. 骨

16. 死者の祭祀・記念のために保存し、または保存すべき骨髄をいう（国法・注解〔死体等損壊〕359頁、大法・注解336頁。大判大10・3・14毎27限155頁）。遺族等が風俗・習慣したがって正当に処分したもの、例えば火葬場において遺族が收集した通りの骨片で遺族が選擇したものは、本条の死体には該当せず、その選擇は遺骨領得罪に当たらないとされる（国法・注解〔死体等損壊〕359頁、小野寺・注解434頁。前掲大判大10・3・14・大判明3・10・4・第16限1608頁）。「人の遺骨が刑法第190条の意義においてこれを保管することを許さざるがために死者的な祭祀又は祀念のためこれを保存すればべきものたるを差し死者の遺族その他遺骨を外分するの極限を有する者が風俗慣習に従い正當にこれを外分したるものにはこの性質を有せざるものもしくは刑罰第190条の犯罪を構成することなし」。博物館に陳列された遺骨は祭祀・記念の対象ではないから、本条の遺骨には含まれない（大法・注解336頁、判ニメII〔猪田〕383頁）。

## 17. 3. 遺 繭

18. 死者の祭祀・記念のために保存し、または保存すべき人の頭髪をいう（国法・注解〔死体等損壊〕359頁。大法・注解336頁）。頭髪目的で所持される遺髪は、本条にいう遺髪に含まれない（大法・注解336頁）。

## 19. 4. 棺内に安置したる物

20. 祭祀・記念の直接の目的である死体・遺骨・遺髪とともに棺内に安置された物、すなはち副葬品をいう（国法・注解〔死体等損壊〕359頁、小野寺・注解434頁。大法・注解336頁、大判大8・3・6新限157限22頁）。その領得等が一般の宗教的情緒を害する性質を有するものである必要があり、例えは死者的な愛用品、未亡人の毛髪など、死者に対する崇敬の念を示し、あるいは死者の靈を慰めたるために死者とともに保存されるものがこれに当たる（国法・注解〔死体等損壊〕359頁）。

21. 本罪は財産罪ではないから、窃盜等にいう財物性を有する必要はないし、それ自体所有権の有無とされている必要もない（国法・注解〔死体等損壊〕359頁）。棺自体は、文理からみて「棺内に安置したる物」とはいえない（同旨、国法・注解〔死体等損壊〕359頁、大法・注解336頁）。死体等を棺内に安置されたまま領得することが本罪に該当することは当然である（国法・注解〔死体等損壊〕360頁）。

## 22. III 行 炙

23. 本条の行為の態様は、損壊、廻縫、領得である。

## 24. 1. 握 壊

310 [参考]

後の解説結果により行為時ににおいて被害者の生存の可能性を否定しないとしても、死体摺擦罪の成立を認めるとした判例（東京高院昭62・7・30判例655号250頁、判時1246号143頁）、③父親が生後48日の実子を廻縫した事案につき、被害者の死亡問題が不明であり、犯罪の証明が不十分として、死体廻縫罪、保護責任者廻縫罪の双方の成立を否定した判例（大阪地判昭46・9・9判時68号101頁、判時272号309頁、米田・吉澤165号36頁、手塚・宮崎25号155頁）、④除雪作業中妻を誤って雪山に墜落させたが、それに気付かず作業を終えた後に妻がいないことに気付き、雪山を振ったところ、雪の下から妻を発見したが、その状況から既に死亡していると思ふ、重違で交通事故を経て廻縫したもので、法医学上の戻地の本からは遺棄時ににおける被害者死亡の事実が確定しえない事案につき、「鑑定結果に加え、通常當時の具体的状況を総合し、社会通念と死体遺棄罪という刑事責任を問うけるかどうか」という法的観点を踏まえて、死亡の有無を考案すべきである」との立場から、法警官死亡の事実を鑑定して死体遺棄罪の成立を認めた判例（鈴森裁判部61・3・24判時607号105頁）などがある。不能犯論、新法の取一的認定の可否、故意論等にかかる問題であるが、具体的事實を踏まえて、慎重な検討を要するものと思われる。

死体の一部も死体である（熊木・吉澤〔板倉〕356頁、小野寺・注解336頁）、したがって臓器や臓器も本条にいう死体であり（国法・注解〔板倉〕356頁、大法・注解336頁）、火葬場で火葬に付する死体の臓器を火葬場で置きだし領得した事案につき死体獲得罪の成立を認めた判例がある（大判大14・10・16判4・第613頁、判ニメII〔猪田〕382頁）。遺骨や遺髪も死体の一部ではあるが、死体から離れて遺骨・遺髪は死体から離れて遺骨・遺髪である（小野寺・注解344頁）。

本条の死体には、人の形態を具えた死體を含むとするのが通常判例である（国法・注解〔死体等損壊〕359頁、小野寺・注解344頁、大法・注解336頁、国法・名詮355頁、判ニメII〔猪田〕382頁、大判明44・10・23判17限1752頁、大判昭6・11・13毎10限97頁「死胎ト難利ベ人ノ形態ヲ具フルニ至リノヲア罪禁スルノ趣既ニ遺既シタルモノニ在リテヘナヨスヘキコト苦痛死絕ト異ナル所ナキヲ以テ之ヲ開キニ所謂死胎中に包含スルモノト解セサカヘカラス」）。死胎も、人の形態を具えるものであれば、死体と同様に宗教的崇敬の対象となり、その宗教的情緒も保護に値するという裏質的理由に基づく（国法・注解〔板倉〕358頁）、文理からば若干離れるものであるが、走らした解説であり、特段の異論はないようである。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律」2条は、前記のとおり、妊娠4ヵ月以上の死胎を死体に含むとしているが、行政規制であることから一定の基準を設けたものであり、本罪に該する死体に含まれる死胎の範囲は、同規定と直接連動するものではなく、本罪の趣旨に照して画されべきものであるとされる（国法・注解〔板倉〕358頁、小野寺・注解336頁、大法・注解336頁、判ニメII〔猪田〕382頁）。すなわち、妊娠4ヵ月以上の死体であつても人の形態を呈えず、崇敬の対象とならないものは含まれない一方、妊娠4ヵ月未満の死胎であつ

## 解説

3190 [死体等損壊・遺棄罪]  
の埋葬とは、死者の遺骸を一定の場所に収容し、その後安葬する場所として番人をしてこれを運搬記念することを爲せしむるもって目的とするものなれば、必ずしも葬儀の儀式を當むの要なきも、遂上首骨すべからざる事跡の下で車に死体を土中に埋葬放置したるがときは、いまだもつて選手といふべからざるものもって死体を運搬したるものといわざるをえず)。

判例に取れた遺棄等当事例としては、以上のほか、①殺人の犯跡隠蔽のため共同墓地に埋めたもの(大判昭20・5・1共2卷1頁「死体埋没の場所が遷地なるや否のことをときは犯罪成立に何等差あることなし」判ニメⅡ〔板田〕384頁)、②殺害した死体を屋内床下で運び入れて隠したものの(大判昭24・11・26共3卷1号1350頁・中野・新紙11卷32頁)、なお本判例は、犯人が合学したり、死者の死酒を飲つたりしたこと、その死体がその監禁内にあったことは、死体遺棄罪の構成要件とは關係がないものとしている)、③殺害した死体を同一施設の廻所内に引き取りこみ、戸を封付けしたもの(大判昭29・4・15共8卷4号47頁)、④殺害後の死体を棺中に運搬する目的で、これに石を封金で縛りつけた上、革帶で舟につなぎ、曳航中革帶が切断して死体が海中に沈んだもの(大判昭3・7・11共12卷120頁)、⑤分娩直後の新生児を殺害し、自宅裏に穴を開けて埋めたもの(東京高判昭26・11・20原1卷10号448頁)、⑥殺害した死体を布団床につつ駆で発送を委託して引き渡し、駆導内に放置したもの(東京地判昭2・11・12月時122号4頁)、などがある。また、⑦殺害した死体の血痕を拭い、ベッドの上に寝かせる等一応丁寧が取扱いをした場合でも、自己の殺人を隠蔽するため、死体を施設されたマンションの自室に運び込み、放置して逃走したときは死体遺棄罪が成立するとしたもの(大阪地判昭24・9・4判テ285号321頁)、⑧犯跡隠蔽のため死体を殺害現場である家庭の押入内の奥の布団と壁との間に落としこみ、マットレスをかぶせて置い、外部から容易に発見し得ないようにしたまま床につき死体遺棄罪を認めたもの(東京高判昭56・3・2原6號2496号)がある。

32 なお「隠匿」行為は、以上のように「遺棄」に含まれるが、法律上の意義をなくすたむ、改正刑法草案では、行着態様として、「隠匿」を加えている。

33 遺音に従つて葬うために死体・遺骨を海中に放棄したようだ場合は、一般の宗多的慰問は、改正刑法草案では、行着態様ではなくない。遺骨を灰にして放棄する場合はともかく、死体を捨てるか否かによって判断するほかない。死体を灰にして放棄するには本条の遺棄に該当するであらう(国語・注釈4〔新金〕357頁)。なお紹員法に基づく水葬については、死体遺棄罪は成立しない(前注II、7参考)。

34 (2) 不作為形態 法令、慣習、契約等により葬儀の義務を有する者が葬祭の意思なく死体を放置して死体のある場所から離去する場合は、場所的形態を伴わないが、いわゆる不更生不作為犯の一途として、本条の遺棄に含まれるとするのが通説判例である(国語・注釈4〔板金〕357頁・小野ら・註釈534頁・大京・注解337頁・國語・各説115頁「死体に移当する」〔国語・注釈4〕360頁・大京・注解337頁・國語・各説115頁「死体

25 物理的に損傷、破壊することをいう(国語・注釈4)〔板金〕350頁・小野ら・註釈534頁・大京・25

物語337頁・国語・各説115頁)。殺害後ご遺體あるいは隠匿の便宣等のため死体を害匿とともに焼きする行為(大判大12・8・21共2卷631頁)、万病業として行却するたお遺棄から発端した黒児の死体を黒塗にして浴未にして浴未にする行為(秋田地方法支調昭31・12・26部時104号27頁)などがこれに當たる。なお、刑解法の遺棄等として行却される司法解剖、墓地選擇等に対する法律に基づく火葬、死体解剖保存法に基づく解剖、食品衛生法に基づく解剖なども死体の損害行為であるが、これらの場合に基づくものでのある限り遺棄性がないことをもよりである行為であるが、これが少なくてある(前注II参考)。心臓移植のためなど法の明文に書かれていない場合は、刑法35条の一般原則の適用いあんの問題となり、医療的見地及び社会的見地の双方から相当と認められる場合に黒塗法等が阻却されるとされる(国語・各説356頁)。

26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 219 220 221 222 223 224 225 226 227 227 228 229 229 230 231 232 233 234 235 236 237 237 238 239 239 240 241 242 243 244 245 245 246 247 247 248 249 249 250 251 252 253 254 255 256 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 267 268 269 269 270 271 272 273 274 275 275 276 277 277 278 279 279 280 281 282 283 284 285 285 286 287 287 288 289 289 290 291 292 293 293 294 295 295 296 297 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 309 310 311 312 313 314 315 316 317 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 375 376 377 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 385 386 387 387 388 389 389 390 391 392 393 393 394 395 395 396 397 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 415 416 417 417 418 419 419 420 421 422 423 423 424 425 425 426 427 427 428 429 429 430 431 432 433 433 434 435 435 436 437 437 438 439 439 440 441 442 442 443 444 444 445 446 446 447 448 448 449 449 450 451 451 452 453 453 454 455 455 456 457 457 458 459 459 460 461 461 462 463 463 464 465 465 466 467 467 468 469 469 470 471 471 472 472 473 473 474 475 475 476 477 477 478 479 479 480 481 481 482 483 483 484 485 485 486 487 487 488 489 489 490 491 491 492 493 493 494 494 495 495 496 497 497 498 499 499 500 501 501 502 503 503 504 505 505 506 507 507 508 509 509 510 511 511 512 513 513 514 515 515 516 517 517 518 519 519 520 521 521 522 523 523 524 525 525 526 527 527 528 529 529 530 531 531 532 533 533 534 535 535 536 537 537 538 539 539 540 541 541 542 543 543 544 545 545 546 547 547 548 549 549 550 551 551 552 553 553 554 555 555 556 557 557 558 559 559 560 561 561 562 563 563 564 565 565 566 567 567 568 569 569 570 571 571 572 573 573 574 575 575 576 577 577 578 579 579 580 581 581 582 583 583 584 585 585 586 587 587 588 589 589 590 591 591 592 593 593 594 595 595 596 597 597 598 599 599 600 601 601 602 603 603 604 605 605 606 607 607 608 609 609 610 611 611 612 613 613 614 615 615 616 617 617 618 619 619 620 621 621 622 623 623 624 625 625 626 627 627 628 629 629 630 631 631 632 633 633 634 635 635 636 637 637 638 639 639 640 641 641 642 643 643 644 645 645 646 647 647 648 649 649 650 651 651 652 653 653 654 655 655 656 657 657 658 659 659 660 661 661 662 663 663 664 665 665 666 667 667 668 669 669 670 671 671 672 673 673 674 675 675 676 677 677 678 679 679 680 681 681 682 683 683 684 685 685 686 687 687 688 689 689 690 691 691 692 693 693 694 694 695 695 696 697 697 698 699 699 700 701 701 702 703 703 704 705 705 706 707 707 708 709 709 710 711 711 712 713 713 714 715 715 716 717 717 718 719 719 720 721 721 722 723 723 724 725 725 726 727 727 728 729 729 730 731 731 732 733 733 734 735 735 736 737 737 738 739 739 740 741 741 742 743 743 744 745 745 746 747 747 748 749 749 750 751 751 752 753 753 754 755 755 756 757 757 758 759 759 760 761 761 762 763 763 764 765 765 766 767 767 768 769 769 770 771 771 772 773 773 774 775 775 776 777 777 778 779 779 780 781 781 782 783 783 784 785 785 786 787 787 788 789 789 790 791 791 792 793 793 794 795 795 796 797 797 798 799 799 800 801 801 802 803 803 804 805 805 806 807 807 808 809 809 810 811 811 812 813 813 814 815 815 816 817 817 818 819 819 820 821 821 822 823 823 824 825 825 826 827 827 828 829 829 830 831 831 832 833 833 834 835 835 836 837 837 838 839 839 840 841 841 842 843 843 844 845 845 846 847 847 848 849 849 850 851 851 852 853 853 854 855 855 856 857 857 858 859 859 860 861 861 862 863 863 864 865 865 866 867 867 868 869 869 870 871 871 872 873 873 874 875 875 876 877 877 878 879 879 880 881 881 882 883 883 884 885 885 886 887 887 888 889 889 890 891 891 892 893 893 894 895 895 896 897 897 898 899 899 900 901 901 902 903 903 904 905 905 906 907 907 908 909 909 910 911 911 912 913 913 914 915 915 916 917 917 918 919 919 920 921 921 922 923 923 924 925 925 926 927 927 928 929 929 930 931 931 932 933 933 934 935 935 936 937 937 938 939 939 940 941 941 942 943 943 944 945 945 946 947 947 948 949 949 950 951 951 952 953 953 954 955 955 956 957 957 958 959 959 960 961 961 962 963 963 964 965 965 966 967 967 968 969 969 970 971 971 972 973 973 974 975 975 976 977 977 978 979 979 980 981 981 982 983 983 984 985 985 986 987 987 988 989 989 990 991 991 992 993 993 994 995 995 996 997 997 998 999 999 1000 1001 1001 1002 1003 1004 1005 1005 1006 1007 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1011 1012 1013 1013 1014 1015 1015 1016 1017 1017 1018 1019 1019 1020 1020 1021 1021 1022 1022 1023 1023 1024 1024 1025 1025 1026 1026 1027 1027 1028 1028 1029 1029 1030 1030 1031 1031 1032 1032 1033 1033 1034 1034 1035 1035 1036 1036 1037 1037 1038 1038 1039 1039 1040 1040 1041 1041 1042 1042 1043 1043 1044 1044 1045 1045 1046 1046 1047 1047 1048 1048 1049 1049 1050 1050 1051 1051 1052 1052 1053 1053 1054 1054 1055 1055 1056 1056 1057 1057 1058 1058 1059 1059 1060 1060 1061 1061 1062 1062 1063 1063 1064 1064 1065 1065 1066 1066 1067 1067 1068 1068 1069 1069 1070 1070 1071 1071 1072 1072 1073 1073 1074 1074 1075 1075 1076 1076 1077 1077 1078 1078 1079 1079 1080 1080 1081 1081 1082 1082 1083 1083 1084 1084 1085 1085 1086 1086 1087 1087 1088 1088 1089 1089 1090 1090 1091 1091 1092 1092 1093 1093 1094 1094 1095 1095 1096 1096 1097 1097 1098 1098 1099 1099 1100 1100 1101 1101 1102 1102 1103 1103 1104 1104 1105 1105 1106 1106 1107 1107 1108 1108 1109 1109 1110 1110 1111 1111 1112 1112 1113 1113 1114 1114 1115 1115 1116 1116 1117 1117 1118 1118 1119 1119 1120 1120 1121 1121 1122 1122 1123 1123 1124 1124 1125 1125 1126 1126 1127 1127 1128 1128 1129 1129 1130 1130 1131 1131 1132 1132 1133 1133 1134 1134 1135 1135 1136 1136 1137 1137 1138 1138 1139 1139 1140 1140 1141 1141 1142 1142 1143 1143 1144 1144 1145 1145 1146 1146 1147 1147 1148 1148 1149 1149 1150 1150 1151 1151 1152 1152 1153 1153 1154 1154 1155 1155 1156 1156 1157 1157 1158 1158 1159 1159 1160 1160 1161 1161 1162 1162 1163 1163 1164 1164 1165 1165 1166 1166 1167 1167 1168 1168 1169 1169 1170 1170 1171 1171 1172 1172 1173 1173 1174 1174 1175 1175 1176 1176 1177 1177 1178 1178 1179 1179 1180 1180 1181 1181 1182 1182 1183 1183 1184 1184 1185 1185 1186 1186 1187 1187 1188 1188 1189 1189 1190 1190 1191 1191 1192 1192 1193 1193 1194 1194 1195 1195 1196 1196 1197 1197 1198 1198 1199 1199 1200 1200 1201 1201 1202 1202 1203 1203 1204 1204 1205 1205 1206 1206 1207 1207 1208 1208 1209 1209 1210 1210 1211 1211 1212 1212 1213 1213 1214 1214 1215 1215 1216 1216 1217 1217 1218 1218 1219 1219 1220 1220 1221 1221 1222 1222 1223 1223 1224 1224 1225 1225 1226 1226 1227 1227 1228 1228 1229 1229 1230 1230 1231 1231 1232 1232 1233 1233 1234 1234 1235 1235 1236 1236 1237 1237 1238 1238 1239 1239 1240 1240 1241 1241 1242 1242 1243 1243 1244 1244 1245 1245 1246 1246 1247 1247 1248 1248 1249 1249 1250 1250 1251 1251 1252 1252 1253 1253 1254 1254 1255 1255 1256 1256 1257 1257 1258 1258 1259 1259 1260 1260 1261 1261 1262 1262 1263 1263 1264 1264 1265 1265 1266 1266 1267 1267 1268 1268 1269 1269 1270 1270 1271 1271 1272 1272 1273 1273 1274 1274 1275 1275 1276 1276 1277 1277 1278 1278 1279 1279 1280 1280 1281 1281 1282 1282 1283 1283 1284 1284 1285 1285 1286 1286 1287 1287 1288 1288 1289 1289 1290 1290 1291 1291 1292 1292 1293 1293 1294 1294 1295 1295 1296 1296 1297 1297 1298 1298 1299 1299 1300 1300 1301 1301 1302 1302 1303 1303 1304 1304 1305 1305 1306 1306 1307 1307 1308 1308 1309 1309 1310 1310 1311 1311 1312 1312 1313 1313 1314 1314 1315 1315 1316 1316 1317 1317 1318 1318 1319 1319 1320 1320 1321 1321 1322 1322 1323 1323 1324 1324 1325 1325 1326 1326 1327 1327 1328 1328 1329 1329 1330 1330 1331 1331 1332 1332 1333 1333 1334 1334 1335 1335 1336 1336 1337 1337 1338 1338 1339 1339 1340 1340 1341 1341 1342 1342 1343 1343 1344 1344 1345 1345 1346 1346 1347 1347 1348 1348 1349 1349 1350 1350 1351 1351 1352 1352 1353 1353 1354 1354 1355 1355 1356 1356 1357 1357 1358 1358 1359 1359 1360 1360 1361 1361 1362 1362 1363 1363 1364 1364 1365 1365 1366 1366 1367 1367 1368 1368 1369 1369 1370 1370 1371 1371 1372 1372 1373 1373 1374 1374 1375 1375 1376 1376 1377 1377 1378 1378 1379 1379 1380 1380 1381 1381 1382 1382 1383 1383 1384 1384 1385 1385 1386 1386 1387 1387 1388 1388 1389 1389 1390 1390 1391 1391 1392 1392 1393 1393 1394 1394 1395 1395 1396 1396 1397 1397 1398 1398 1399 1399 1400 1400 1401 1401 1402 1402 1403 1403 1404 1404 1405 1405 1406 1406 1407 1407 1408 1408 1409 1409 1410 1410 1411 1411 141

39

取扱は、所持の取扱でれば、直達・間接を問わず、また窃取、窃取、買受けなど、方違のいからんを問わない（国法・注解4）〔板金〕362頁、小野ら・註解34頁）。死体等部保存法による解剖や角膜及び腎臓の移植等に該する法律に基づく移植手術のためである場合など、運法とされるものを除き、本罪の範囲に当たる。死体を領得した犯人が、仙台高判昭和27年4月26日（時報22号123頁）は、本罪の領得に当たることとするのが判例である（大判大4・6・24民2附886頁、西原・注解4）〔板金〕362頁、大法・注解333頁、国法・各説356頁）。

## 40 4 行為態様相互の關係

摘要、過失、責め、領得が連続して行わられた場合は、本条の包括一罪であるが、各行為が日時を異にするなどのため、包締的に評価し得ないときは、それぞれの罪が成立し、併合罪とされる（国法・注解4）〔板金〕354頁、小野ら・註解35頁、大法・注解359頁）。判例は、殺害のうえ埋没処置した死体を数ヵ月後に発掘して損壊した事案につき、死体を棄棄罪と死体損傷罪が成立し併合罪としている（最高院昭27・6・24民集6号804頁、判22号47頁、山崎・註解4卷139頁）。「同一死体に対することはいた。殺成要件的評議においては1回」ということには1回といふことではない。殺成要件的評議においては1回といふことではない。死体を棄棄する行為には、たゞおもづから刑法上有實にその死体の死の結果を招いたものでないとしても、死体損傷罪を構成する」（小堀・別冊ジャリ〔37〕190頁、添井・判タ20号56頁、判コメII〔添田〕385頁）がある。

他方、死体の葬祭の義務のない者は、たとえ自己が被殺したのであっても、差し引いて死体を放置してその場を立ち去るという不作為のみでは、死体損傷の罪責を問われるのではない（国法・注解4）〔板金〕361頁、小野ら・註解334頁、大法・注解85頁、大判昭8・7・8集12卷1195頁）。大判大正13年3月14日（�3巻85頁）は、木炭を製造中の炭坑がまとめて少年が落ち込み焼死したことを知りながら、死体を搬出せず、かえって少年の落ち込んだ穴を狭めてしまふなどして放置した事案につき、死体損傷罪の成立を否定している。死体を搬動せず、また葬祭の義務がない以上殺害現場において被害者の着衣を剥ぎ全裸にしたまま放置しても死体損傷罪に当たらないとした事例もある（福岡地檢原支判昭40・11・9下集7卷11号206頁）。交換事故で被害者を死亡させながら、これを放置して逃走した場合も、葬祭の義務がなけれれば、自己不申告についての道路交通事故違反に問われることはあっても、死体損傷罪は成立しない（田原・注解4）〔板金〕361頁）。

## 3 管理 得

所持を不法に取得することとされる（国法・注解4）〔板金〕362頁、小野ら・註解425頁、大法・注解838頁、大判大13・10・7新附2331号6頁）。所持を取得する意思のみならず、さらに死体等につき所有者のごとくあるまう意思が必要であるか否かについては、これを要するとする判例（植松・各説20頁など）もあるが、本罪は財産罪ではないから財産罪における領得の意思とペラレルに考える必要ではなく、一般的な宗教的感觸を保護する本罪の罪質にてらし、不要であると解すべきである（国法・註解4）〔板金〕362頁）、死体等を処分する意思や經濟的利益を得る意思も要しない（国法・注解4）〔板金〕362頁、反対として大法・各説下567頁など）。

罪の義務を作成義務として構成するものであり、前掲大審大正6年11月24日判決は、母親がその新生児を心中に埋めて窒息死させた上、死体をそのまま放置してその傍を去つた事案につき、死体遺棄罪を認めたものである。葬祭の義務をどの範囲で認めるかについて、

ては明確な基準を示したものがないが、仙台高判昭和27年4月26日（時報22号123頁）は、「殺害者の子で殺害人の父が屋外で殺害者が死亡したことを見知らぬいで、屋内において就寝しており、殺害者の孫である候人がこれを見前に見て知っている場合であるから、被告人にその死体を監護すべき義務があつたものと謂ふねばならぬ——その眞理を果すことをなく何の処置も施さないで、夜間、屋外にこれを放置した殺害人ね、死体遺棄の罪責を負うべきものとするのが至當である」としている。その他、自己の妻子の死体が他人の家の軒に入りてあることを知りながら、葬祭の意思なくこそれを放置してその場所から立ち去った事案につき死体遺棄を認めた判例（東京高判昭40・7・19附集18号5号506頁「死体遺棄は葬祭に貢する良俗に反する行為を处罚するの目的とするものであるから、法令又は慣習により葬祭をなすべき義務のある者が、葬祭の意思なく死体を放置してその所在場所から離去する場合には、たゞおもづから刑法上有實にその死体の死の結果を招いたものでないとしても、死体遺棄罪を構成する」）。

死体の葬祭の義務のない者は、たとえ自己が被殺したのであっても、差し引いて死体を放置してその場を立ち去るという不作為のみでは、死体損傷の罪責を問われるのではない（國法・注解4）〔板金〕361頁、小野ら・註解334頁、大法・注解85頁、大判昭8・7・8集12卷1195頁）。大判大正13年3月14日（�3巻85頁）は、木炭を製造中の炭坑がまとめて少年が落ち込み焼死したことを知りながら、死体を搬出せず、かえって少年の落ち込んだ穴を狭めてしまふなどして放置した事案につき、死体損傷罪の成立を否定している。死体を搬動せず、また葬祭の義務がない以上殺害現場において被害者の着衣を剥ぎ全裸にしたまま放置しても死体損傷罪に当たらないとした事例もある（福岡地檢原支判昭40・11・9下集7卷11号206頁）。交換事故で被害者を死亡させながら、これを放置して逃走した場合も、葬祭の義務がなけれれば、自己不申告についての道路交通事故違反に問われることはあっても、死体損傷罪は成立しない（田原・注解4）〔板金〕361頁）。

## 43 IV 他罪との關係

## 44 1 財産罪

本罪の密係である死体、遺骨及び遺髪が財産罪の客体になり得るが、窃盗等との関係はどうみるか、については、往來より議論がある。①財産罪の客体としての財物性を否定する説（小野ら・註解45頁参照、大法・注解840頁、判コメII〔添田〕381頁），②財物性を肯定し、財産罪との競合を認める説（田原・注解4）〔板金〕362頁、西原・各説355頁），③財物性を認める説（田原・各説154頁），④棺内屍體物にについてのみ財産罪との競合を認める説（小野・各説154頁），⑤棺内屍體物につき窃盜罪の成立を否定しながら、これにて財物罪の成立を肯定する説（水村・各説230頁），などがある。①が通説とされる。判例は、死体等も所有権の対象となるしながら（大判大10・7・25民集27号408頁），死体の一部を侵奪した事案につき財産罪の成立を否定する考え方を採つているとされる。すなわち、大判大正4年6月24日（時報22号85頁）は、死体の侵奪犯人からこれを賣り受けた事案につき、死体領得罪のみの成立を認め、財物放棄罪の成立を否定している。

死体等が道法な取引の対象とされ得ないものであることは否認できないが、そのことと

37 所持を不法に取得することとされる（国法・注解4）〔板金〕362頁、小野ら・註解425頁、大法・注解838頁、大判大13・10・7新附2331号6頁）。所持を取得する意思のみならず、さらに死体等につき所有者のごとくあるまう意思が必要であるか否かについては、これを要するとする

判例（植松・各説20頁など）もあるが、本罪は財産罪ではないから財産罪における領得の意思とペラレルに考える必要はないが、一般的な宗教的感觸を保護する本罪の罪質にてらし、不

要であると解すべきである（国法・註解4）〔板金〕362頁）、死体等を処分する意思や經濟的利

益を得る意思も要しない（国法・註解4）〔板金〕362頁、反対として大法・各説下567頁など）。

## 3190 [死体等損害・過失罪]

殺人罪は死体過失罪を包含するので死体過失罪は成立しないとする説（後藤・研究2163頁）

などがある。争い犯も有力であるが、③争合罪説（田原・注解4）〔要旨〕35頁、大判昭8・7・8禁12巻1195頁、大判昭11・1・29禁15巻30頁、大判昭44・7・6禁17禁1388頁「死体過失の行為は常に必ず殺人行為に伴うものに非らず」、大判昭9・2・2禁13巻41頁）が義務化に定着している。

殺人罪と死体過失罪とは罪質を異にし、両者の間に通常手続結果の関係があることは思われるから、併合説が妥当である（後藤吉川・鈴木利〈昭34〉47頁）、

傷害致死罪と死体過失罪も併合罪である（田原・注解4）〔要旨〕35頁、大塚・注解339頁、最高判昭34・2・19禁13巻2号51頁、吉川・鈴木利〈昭34〉47頁、なに、萩原・宇野32巻3号は率直犯説）。

32 「放火によって死体を損壊したときは、放火罪と死体損壊罪とは益々を異にするから懲念的競合とされる（大塚・注解40頁、吉川・鈴木利〈昭34〉47頁、なに、萩原・宇野32巻631頁）。

33 本条の罪と墮胎罪は逆反（死体等不申告の罪、変形堕胎等変更の罪）、給員法違反（水葬命令の罪）との關係については前注II、2及び参考。

34 Ⅶ 处罰

35 3年以下の懲役である。

〔岩村修二〕

財物説とは直接関係がない、取引の対象とされないものであっても、窃盗等の客体となり得るのであるから、一般的に財物性を否定することはできないようだ。死体等に於ける財物性についてのみ財物性を認めることはない。そして、具体的事實に於いて死体等に於ける財物性が認められるものである以上、保証法益が異なるのであるから、これに対する侵害行為につき、本罪のほか窃盗等の財産罪が成立すると解する。①の説や③の説は、本罪の客体が祭祀・氣念の対象であるとして財産罪の客体たる財物と区別されていること、死体が祭祀を侵害したこと（本罪が財産に効益より豊い法定刑が規定されているが、これをも問題冒とするものである。小野ら・註解435頁は、本条判明のものに於ける財産罪の対象としないことににより刑が著しく遜くなる理由について「一級の場合よりも所有権を有するものよりも、小野ら・註解435頁は、本条判明のものに於ける財産罪の対象としないこと」である）とともに、その根柢から客体を死体等と定めたものであつて、それが財産罪の対象であるか否かは、本来別個の問題である。また、本罪の客体に対する支配が財産罪に於ける財物に対するそれよりも緩やかであると断定すること自体疑問がある上（田原・注解4〔要旨〕363頁）、仮にそうであったとしても、本罪は財産罪とは罪質を異にするものである（要旨）363頁）。假にそうであったとしても、本罪は財産罪とは罪質を異にするものであるから、本罪のみで廃止すれば足りるとの結論を導き出すことはできない。森林盜伐と刑法上の窃盗とは罪質を同じくするのであって、これらの關係と本問題とを同一に論じるものも適当でない。②の説が妥当と解する。小野ら・註解435頁は、本系列判例の物につき財産罪の対象としないことにより刑が著しく軽くなる理由について「一般の場合よりも所有権が乗のあった状態で一歩進み、たと見るべきか」としているが、適當でない。

なお、死体・遺骨から脱落した金具のように、独立した財物と認められるものは、もとより財産罪の客体とされる（東京高判昭27・6・3西銀5巻6号355頁、大判昭44・3・7鉄1893頁、田原・注解4〔要旨〕363頁、小野ら・註解434頁）、また、他人の所有に属する墳墓に入られたものには、られてその内容をなすものであつて、190条・191条の特別規定の範囲に入らないものは、墳墓の地表におけるその組成物である碑石、植樹、土壇等とその法律上の性質を異にしないから、窃盜の目的物となり、財物となり得るとする判例がある（大判大8・3・6新町1347号21頁、裁判例判決534・20頁）。

2 その他の罪  
上記①③の立場では、本罪の客体である死体等は、財産罪の大部にもなり得ないが（前掲大判6・6・24禁の前禁886頁、小野ら・註解435頁、大塚・注解840頁）、殺人罪と死体過失罪の關係に於いては、①奪還犯とする説（大塚・注解839頁、小野・各卷153頁、鶴松・各卷219頁、宮田・各卷152頁、判ニメ丘【鶴田】365頁など、なに、小野ら・註解435頁は、本問題が有力説とする），②



總經理：王國華 副總經理：張志軍 財務部長：陳國強

11451

（摄影：高国强）

卷之三十一  
（東漢靈帝建和二年八月五日形鑿五十八号）

(11) 篠獅，不識何處也。

三 摘要 / 開拓の際

## (二) 症狀發病

(1) 大部體形大而大肩三日形狀三脚中國中國。小部形態最換率半體形三脚形狀換率半體形狀換率。

(1) 長期發展不均衡，存在一些問題。例如，一些地區的農業生產率較低，農業結構不合理，農業技術水平較低等。

「五石等を施設して貯蓄を積み、その利子を年金として貰う」。

(11) 墓門前留給田大井三郎——「山本新」——新井村

但凡有過失，人則曰：「指點檢舉者，乃我之大敵也。」或曰：「我之小敵也。」或曰：「我之死敵也。」或曰：「我之活敵也。」

#### (1) 死本錢蒙罪

(三) 地上被災の原因は、被災地の地理的条件や地盤の性質によるものとされ、被災地の地理的条件や地盤の性質によるものとされる。

(二) 七國松山國此一〇里上北坡風經可數北川鄉。

(四) 大英大西一四年一〇月一六日

三

所持する者に於ける事は、本件の如きの如く、眞實なるものと見難い。眞實なるもの、人間は如何なるも。本件の眞實犯人を心地の如くして捕獲を取るやう、即ち援助を以てする。

### 第二編 招標發包及核子工程 第二章 招標發包及核子工程

(一四) 大判大正四年六月二四日刑録二二年八八六貳(財物故意罪の成立を否定)。

### (三) 擱塞窒息死体僵硬等

遺棄・遺棄物のうち、死体・遺骨・遺棄物又は棺内に封入した袋を埋葬・埋棄・埋隠した者は、三月以上五年以下の懲役に処せらるる(15)。

(十四) 大紀大正四年大正11(西暦1922)年八月六日。なま、この御教令、總理大臣長田川村一郎、三日御前110號110九  
五宣示。大正11年6月6日御教令第110號は、總理總務省よりて擬議、御議の御旨に依りて大正11年6月6日御前110九  
五宣示。大正11年6月6日御教令第110號は、總理總務省よりて擬議、御議の御旨に依りて大正11年6月6日御前110九  
五宣示。

(六) 大正二年一月三日押録。一〇九五頁。

四 死亡審判罪

「おまえの本職は？」と、彼は尋ねた。彼の言葉に、彼は驚いた。「おまえの本職は？」と、彼は尋ねた。彼の言葉に、彼は驚いた。

(1) 取消《十三條》, 訂期於《五七條》<sup>14</sup>

（二）本局所用之印信，以黑墨印之，其印信上，必盖有本局之官印及局长之私印，方为有效。

(11) 「照准は該地並に其の付近の長距離の標高を測定するに供するもの」、元本解説第百六十一條(本解説前項)。

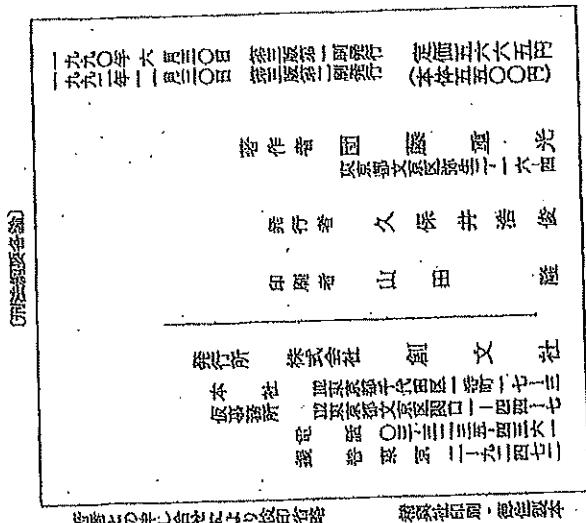
(三) 本院は、行政機関が行つて該事件を詳しく述べた報告書の記載内容と本院の調査結果との間に何らかの相違がある場合は、該事件の調査結果を改めて提出する。

(四) 重設「元氣」(如稱「氣體」)為「微觀物質結構的總和」或「微觀物質結構的總和」  
「微觀物質結構標準」或單指「微觀物質」以與微觀物質的名稱區別開來。微觀物質結構的總和即為「微觀物質結構標準」。

西原透光 (だんどう・しげみつ)  
誕生日: 1913 生れ、1935 力大法學部卒業、1937～1947 芦北大學  
部外修業、1947～1951 東大法學部教員、1954 国際法學會  
部外修業、1952～1954 日本刑事法學會副會長、1954～1953 亞洲學  
術評議會。

現在: 東京大學名譽教授 (1974～)、日本學士院全員 (1981～)  
文化功労者、法学博士、名譽法律博士 (ミシガン大学)、國際刑  
法學會 (A.I.D.R.) 國際社會刑事學會 (S.I.D.S.) 各名譽會  
員、日本刑事法學會顧問 (C.F.T.M.)、アメリカ法學・科学アカデミ  
ー、外国语学会員。  
主著: 「刑事法學總論」(初版 1957、改訂版 1979、3版 1990)、「刑  
事訴訟全論」(初版 1966、改訂版 1985、3版 1990)、「刑事訴訟公証  
綱要」(1963)、「新刑事訴訟法綱要」(初版 1946、7訂版 1967)  
「Japanese Criminal Procedure, translated by S. J. George,  
Jr., 1965」、「新證據法と訴訟行為」(1949)、「刑法と刑訴公証」と  
の文集 (1950)、「刑法の近似的異同」(初版 1948、改訂版 1952)、「  
余野刑事法論」(上) (1950)、「刑訴法」(1957)、「法学入門  
(1973、改編 1980)、「刑法の法理と法言の定義」(1986)、「死刑廃止論  
(1991、改訂版 1992)」。

1954年11月15日 初版第1刷発行  
1972年4月10日 初版第2刷(改訂版)発行  
1984年3月15日 初版第3刷(改訂版)発行  
1985年10月20日 改訂版第1刷発行  
1988年5月25日 改訂版第3刷(改訂版)発行



著者よりお申し合せを承ります。お問い合わせ

ISBN 4-423-73050-2 Printed in Japan

中華書局影印

第5章 違法性  
2 判断基準  
極法規的違法性阻却の判断基準は、違法性阻却の実質原理それ自体であるが、その理解については、大きく分けて3説が存在する。  
第1説は、法益衡壟を基準とするものであり、結果無価値論により採用される基準である。本書もこの基準が採らるべきだと考えるが、法益衡壟の基準は刑法37条の緊急避難において法定されていると解ざれるから、それを異なる超法規的違法性阻却事由を肯定するためには、後述する「可罰的違法性」という考え方を採用する必要があり、それと結び付いてこそ独自の意味が初めて認められることになるのである。

第2説は、「社会的相当性」を基準とする見解である。これは行徳無価論から主張される考え方であるが、一般的に行われている行為が否かを基準とするものではなく、社会的相対性を基づくものである。これは「社会的相対性」であるが、それは「社会的相當」であるかは極めて不明瞭であり、またその基準自体の何が「社会的相當」であるかは極めて不明瞭である。社会的相対性を欠くことは、社会的に非難に値することである。

三正に、  
より處罰を基礎付けることになり、結局妥当ではないと思われる。  
第3説は、当該の構成要件該當行為が「正当な目的のための相当な手段」であるかを基準とする見解である（目的説）。これは、判断の形式に着目した見解であり、判例においても採用されているが（外務省姦淫事件に關する最高法院判決・5・31刑集32巻3号457頁は、報道機関の取材活動について、相当の目的から生じたものであり（正当な目的）、法廷会全体の精神に照らし相当な

ものとして社会運命上是認しうるか（相当な手段）を問題として、達成性問題を判断している。その実質においては、第1説（結果無価値論）又は第2説（行為無価値論）に帰着するのである。すなわち、目的の価値と手段の侵害性が比較検査されるのであれば第1説に帰着し、手段の評価を独立して（それを社会主義理念により）行う場合には、第2説に至ることになるのである。判例においては、目的と手段の間で一種の法益較量が行われているが、目的がいたたまに正當なものであっても、手段が「社会運命上是認されるも

第六節 犯賈的違法性阻却

卷之三 故事 十

現在の学説において共有されている実質的違法性の考え方からは、明文による違法性阻却事由が存在しない場合においても、実質的な違法性阻却原理の適用により、違法性阻却を肯定できることになる。こうした、明文にならぬ違法性阻却事由を違法規的違法性阻却事由と呼ぶが、判例においても、こうした考え方自体は否定されていないと思われる（矢張米田事件に関する最高裁判所昭和48・4・25刑集27巻3号418頁参照）。そこでは、「法秩序全体の星地」が採用されている（脚）。

26) 被告者には、危険について的確な認識が必要である。何らかの危険を認識していないとしても、現実に存在するより重大な危険についての認識を欠く場合には、危険の引受けは認めることができない。

27) すでに述べたように、被告者の同意も、それを達成選択自由と解する場合には、越法規制的達成選択自由である。

「可罰的違法性」でなければならないのである。このような刑法上の違法性概念の独立性は、「可罰的違法性」論として展開されたが、それは違法性の実質的意義を明確化することに役立つものであったといえよう（「可罰的違法性」論全文については、前田雅美「可罰的違法性論の研究」参照）。犯罪の成立要件である違法性は、当該の犯罪の处罚を基礎付けるだけの「實」と「量」を備えたものでなければならない。

## 2. 違法性の一元性・多元性)

構成要件該當行為が刑法以外の法律域において違法であると評価される場合に、刑法において、その違法性が阻却される余地があるかが問題とされてきた。具体的には、労働法上違法として禁じられた争議行為に際して行われた構成要件該當行為について違法性が阻却されることがあるが争われたのである。犯罪成立要件である違法性を、当該の犯罪の处罚を基礎付けるに足りる「實」と「量」を備えたものと解する本書の立場からすれば、これは肯定されるのであるが、判例・学説では異なった考え方方が示されてきた。

判例は、まず、(甲) 公共企業体等労働関係法(公労法)17条が禁止する争議行為にして(乙) 国鉄職員である被告人が普通連絡船内に侵入したという事案において、公労法17条の争議行為の禁止は憲法28条に違反するものではなく、「争議行為を禁止され争議権自体を否定されている以上、その争議行為について正當性の限界如何を論ずる余地はない」としていた(最高判昭和38・3・15刑集17巻2号23頁「国労検山丸事件」)。これは、ある法領域において違法とされた行為については刑法上も違法であるとする、法域を通じて違法性を一元的に理解する考え方(違法一元論)である。この判例は、全羅東京中事件判決(最大判昭和41・10・26刑集20巻8号901頁)により否定され、公労法違反の争議行為についても、労組法1条1項の目的を達成するためのもので、不当性を伴わない場合には、処罰の対象とならないとして、違法性阻却の余地が認められるに至った。ここにおいて、刑法以外の法律域において違法とされた行為についても、刑法における違法性阻却の余地が肯定されたことが重要な点である<sup>28)</sup>。しかし、その後、

「」であることが違法性阻却のためには必要であるとされており、法益数量を「社会観念」の見地から限定するという意味においては、後者のアプローチが採用されているといふことができよう(とはいっても、判例が端的に「社会的相違性」の基準のみによって違法性阻却を判断しているわけではないといふことは重要である)。なお、目的説において手段の相当性の判断を目的とは独立して行う場合、以下ののような問題が生じると思われる。すなわち、正当な目的を達成するための手段が相当なものかを判断する場合、その手段自体が構成要件に該當しているのであるから、それを独立して判断の対象とし、それが評されないものか否かによって違法性阻却を判断することは全く意味をなさないといふことである(手段が構成要件に該當するから、違法性阻却の判断が必要となるのであり、その手段が構成要件に該當することと違法性阻却が否定されるというのでは、違法性阻却は常に論理必然的に否定されることになってしまふ)。そこには、構成要件該當性があるから違法性阻却は認められないという無意味な判断があるにすぎない)。そこで、構成要件該當性阻却とされ、その評価が違法性阻却を決定的に該当行為の前段階の行為が問題とされ、その評価が該當性阻却を決定的に左右するものとなる。これは、構成要件該當性を備えない「構成要件該當行為の前段階の行為」に対する否定的評価を根柢に处罚を肯定することになり、罪刑法定主義の見地から疑問が生じることはすでに触れたところである(前出の外務省郵便局事件決定は、新聞記者が女性幹事官と同性を接して、国家公務員違法の罪の成立を肯定するに至っている)。

## 第2款 「可罰的違法性」論

### 1. 総 説

犯罪の成立要件である違法性は、法益侵害・危険惹起行為に対する評価であり、处罚を基礎付けるに足りる程度の当罰性を備えたものでなければならぬ。構成要件は、すでにそうした当罰的な違法行為を類型化したものであり、当罰的な違法行為とはいえない行為は構成要件に該当しないが、違法性の段階においても、当罰性を備えた違法性が失われれば、違法性は阻却されることになる。この意味で、犯罪の成立要件としての違法性は

判例は態度を変化させ、名古屋中郵事件判決（最大判昭和52・5・4刑集31巻3号182頁）において、上記東京中郵事件判決は変更されたこととなつた。ただし、同判決においても、「刑罰は国家が科する最も厳峻な制裁であるから、それにふさわしい違法の存在が要求されることは当然である」とされ、さらに「單純参加者についてはこれを刑罰から解放」することができる（すなわち、A法では違法と評価する行為を、刑法で罰則と評価するからである）。

これは、法秩序の統一性に反するとする。しかし、处罚に必要な違法性が施わっていなければ、法秩序の統一性を否するものではない。その見解が違法—元論の基本的立場を探るには、国民に提示される行為規範の内容に混乱が生じることのないよう、法秩序は統一的に解釈されなければならないとするからである（すなわち、A法では違法と評価する行為を、刑法で罰則と評価する）。

これは、法秩序の統一性に対する見解である。これに対し、違法多元論から違法の相対性を肯定するものといえる（すなわち、A法において違法だが、刑法上実際上の重要性を認めず、問題となる法領域における法的効果をなすことに実質的影響がないといふこと）。どちらの見解も、刑法上違法でないといふことは、特別の違法性が認められることが必要である。

（また、刑法25条は、法秩序の統一性の視点から、他の法領域における許容性を違法性阻却事由として援用しようとするものとも解しうる）。

しかしながら、他の法領域、とくに民事法上許容された行為を刑法において处罚することは、刑法の補充性という見地からして、妥当でないであろう（やわらかな）違法—元論が採用されなければならないことは、このことと（やわらかな）違法—元論について、京藤哲久「法秩序の統一性と違法判断の相別問題である（この問題については、京藤哲久「法秩序の統一性と違法判断の相対性」平野古希（上）187頁以下、町野彌「可罰的違法性の理論」注釈207号4頁以下参照）。いかなる理解を採るにせよ、他の法領域（たとえば民法）においては違法である（たとえば、損害賠償義務が生じる）が、刑法上は違法性が阻却される行為について、いかなる行為に出るか（損害賠償義務があるならやめるか、处罚されないならやめないか）の選択が迫られる点においては変わりない。ここで、「その行為は違法であるが、可罰的違法性はない」ということに実質的な意味があるとは思われないのである。こうして、本書は、端的に違法の相対性を厚認する見解を採用する。

判例は態度を変化させ、名古屋中郵事件判決（最大判昭和52・5・4刑集31巻3号182頁）において、上記東京中郵事件判決は変更されたこととなつた。ただし、同判決においても、「刑罰は国家が科する最も厳峻な制裁であるから、それにふさわしい違法の存在が要求されることは当然である」とされ、さらに「單純参加者についてはこれを刑罰から解放」することができる（すなわち、A法においては違法とされた行為について

学説においては、刑法以外の法領域において違法とされた行為については刑法上違法性阻却を認める余地がないとする見解（これは、以下述べる極めて少數であり却て、それを肯定する見解が多數である。しかし、肯定説は、①ある法領域で違法であるが、刑法上違法でなくなるわけではないが（法秩序の統一性に基づく違法の一元性）、刑法上犯罪の成立を肯定するために、处罚に適する質と量の違法性が必要であり、（一般的な違法性が失われた場合だけではなく）そのような意味での「可罰的違法性」が失われれば、犯罪の成立は否定されるべきだとする見解（やわらかな違法—元論。桂田196頁、松宮101頁以下など）。さらには、松原泰明「法秩序の統一性と違法阻却」立命館法学228号75頁以下参照）と、②法域によって（さらには刑法という同一法域でも、犯罪によって）違法性の評価は異なるとする見解（これは、違法多元論による）と解している。

やわらかな違法—元論のねらいは、刑法以外の法領域において違法でないことをより容易に理解するためのものである。民法上の違法性を理由として、違法性阻却事由としての緊急避難の成立範囲を限定することは、明らかに不當であろう。

28) こうした争議行為に対する違法的違法は、国家公務員法、地方公務員法に規定された争議行為のあり得の適用において「二重の競り争」をもたらした（最大判昭和44・4・2刑集23巻5号305頁「海賊船事件」、最高判昭和44・4・2刑集23巻5号685頁「金司法仙台事件」）が、それは後に判例により変更されるとになる（最大判昭和48・4・25刑集27巻4号557頁「金型林野盗伐事件」、最高判昭和51・5・21刑集30巻5号1178頁「岩手県警事件」）。

29) 異議通牒であるても、民法上損害賠償義務が生じる場合がある。民法上の違法性を理由として、違法性阻却事由としての緊急避難の成立範囲を限定することは、

法性の内容・程度を論定する目的論的解釈の帰結に他ならない。

違法性が軽微な場合としては、①生じさせた結果自体が軽微であり、構成要件該当性自体が否定される場合（絶対的輕微型）であって、構成要件解釈として考慮されるとき（たとえば、スリがボケットからティッシュ・ペーパー1枚をスリ取ったときは、ティッシュ・ペーパー1枚は窃盜罪にいう「財物」にあたらず、窃盜既遂ではなく、窃盜未遂が成立するにすぎない）と、②惹起した結果はそれ自体として軽微ではないが、実現する結果価値との総合的衡量の結果、違法性が阻却されないものの軽微であり、当該の犯罪として处罚に値しないとする場合（相対的輕微型）であって、違法性阻却事由の解釈として考慮されるとき（たとえば、「害の均衡」の要件を充満したたした逮捕行為が「維持性」の要件をわずかに逸脱したにすぎない場合には、過剰逮捕とともに、緊急避難が成立して違法性が阻却される）に分かれる（前田 98頁以下参照）。この意味で、「可罰的違法性」の考え方には、構成要件段階、違法性段階の双方において問題となるのである。

(1) 絶対的輕微型 惹起した結果が軽微であるため、構成要件該当性が否定される場合である。法定刑の下限自体が極めて軽い場合には、こうした見地から構成要件該当性を否定することには制約もあるが、軽いにせよ犯難という評議に倣しない場合は構成要件から除外される（刑法 208 条の定める暴行罪の法定刑の下限は料科であり極めて軽いが、それでも除外される軽微な「物理力の行使」は存在する）。

判例では、煙草耕作人である被告人が価額 1 厘相当の葉煙草を園に納付することなく消滅したという煙草専売法違反の事案において、「零細ナル反法行為」は（犯人に危険性がある特殊な場合を除き）处罚の必要がないとして犯罪の成立が否定され（大判明治 43・10・11 刑録 16 輯 1620 頁〔1厘事件〕），旅館業を営む被告人が宿泊客のために煙草を買いたいとたばこ専売法違反の事案においても、「たばこ専賣法制定の趣旨、目的に反するものではなく、社会共同生活の上において許容されるべき行為」だとして犯罪の成立が否定された（最判昭和 32・3・28 刑録 11 卷 3 号 1275 頁）。しかし、その後、判例は、電話を無料でかけることを可能にするマジックボンと称する機器を加入電話回線に取り付け、1 回通話を試みただけで取り外した

違法の相対性は、法領域間（労働法と刑法、民法と刑法など）において認められるばかりではなく、刑法の領域内部においても異なった犯罪の間に認められる。たとえば、医師免許を有しないが、授与した医療を有する者が行った手術は、医師法違反の罪を構成するが、傷害罪については、患者の同意により違法性が阻却されることはあると思う。これは、違法性の実質が構成要件ごとに異なるのであるから、いわば当然認められることである。

刑法上の違法性は、まず構成要件の面において現れる。すなわち、構成要件該当性を欠く行為は、そのことにより違法でないものである。構成要件の内部に規定された法益侵害・危険だけが処罰を基礎付けうることがその理由である。構成要件該当行為の違法性阻却判断に際しては、構成要件の内部に規定された法益侵害・危険を止擋（中性化）しうる、積極的価値の実現だけが考慮される。したがって、その行為が刑法以外の法領域において禁止されていたことは、その法領域における制裁を基礎付けうるとして構成要件該当行為の違法性阻却判断に際しては、意味を有しない（むしろ考慮されてはならない）のである（この意味で、労働法上違法な争議行為に際して行なわれた構成要件該当行為であっても、正当な利益に奉仕するものであれば、違法性は阻却されうるのであり、労働法上違法であるということと自体が違法性阻却の判断に直接影響することはない）。こうした結果無価値が止擡（中性化）されることは、違法性阻却が肯定されることになるのである（他の構成要件に該当しない構成要件に規定された結果無価値が止擡（中性化）されることは、違法性が肯定されたり、その構成要件該当性との関係では違法性が匂われなる法益侵害が発生しており、その構成要件該当性の主張である）。

### 3 軽微な違法性

当該構成要件が規定する法益侵害・危険が惹起されても、それが軽微であり、当該犯罪について定められた法定刑により处罚するにはあたらない程度の違法性しか認められない場合には、犯罪の成立は否定される。これが「可罰的違法性」論の重要な主張である。これは、違法性の程度に関する「可罰的違法性」の意義であり、法的効果の内容からその要件である違





こたえるよう、高い職業倫理が求められている。

## 5 骨董の出現

### (法の態度)

墓地埋葬法が制定していない、葬送として、焼骨を粉末状にして、墓地又は墓地以外の場所で散骨をする散骨を行う人々が現れた。

墓地埋葬法は、本来、伝統的な葬法である埋葬・火葬・火葬・火葬である。墓地埋葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない。また、刑法の遺骨遺棄罪は社会的な習俗、倫理に関するものであり、相当の節度をもって行う場合、散骨を处罚の対象とすることはできないと解されている。

現在、死後に自然に帰るという志向等を背景に、「自然葬」と称して散骨を行いう市民団体が結成され、その普及活動も行われ、葬儀会社の中には事業として散骨を行いう例も現れてきている。

時の経過とともに新しい葬法である散骨を容認する人々も増加の傾向にある。散骨を葬法として容認する人の割合は、平成2年の調査では2割強であったが(注8)、本年(平成10年)の調査では7割を超えた(注9)、散骨についての理解が進んでいることが伺える。

しかし、一方で散骨の方法によっては紛争が生じる可能性がある。平成5年には、東京都所有の水道株の区域で教育骨が実施され、地域住民から苦情が出ており、地元町村が東京都に対して散骨を容認しないことを求める要請書を提出している。

意識調査の結果でも街中、水源地、公園などでは散骨を行うべきではないという意見が8割から9割を占めている(注10)。

したがって、散骨については、その実施を希望する者が適切な方法によつて行うことには認められようが、その方法については公認された社会的な取扱いが設けられることが望ましい。

## 第2 今後の墓地の在り方

### 1 経営主体の適格性

## 4 これから墓地等の在り方を考える懇談会報告書

(平成10年 6月)  
(厚生省生活衛生局)

はじめに

今年は、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)が戦後間もない昭和23年に制定されてから50年となる。今日、我が国は歴後の混乱期、高度経済成長期を経て、世界的主要国としての地位を築いた。このような経済の発展は、同時に、社会構造や家族の形態を大きく変貌させ、人々の生活様式や生活意識をも著しく変化させるものであった。

墓地については、都市化的進展、核家族化の進行、高齢人口の増加、火葬率の上昇等の社会的要因や家庭意識の軽薄化、葬送の自由の主張等の国民意識の影響を受けている。

墓地は優れて人々の生活の豊み即ち文化を反映するものであり、墓地行政は土地の習俗や人々の宗教的情感を尊重しつつ、社会情勢に即して展開されなければならない。

50年の月日の経過は墓地行政の見直しを要求し、また、今後予想される少子高齢化の進行は、来るべき社会に適合した墓地等の在り方を求めていく。

本懇談会はこのような認識の下で、墓地を利用する者の視点に立って、これから墓地等の在り方にについて検討を行い、現段階における見解を以下のようまとめた。

### 第1 墓地を巡る現在の状況

#### 1 総説

今日の墓地埋葬等を取り巻く社会環境は、墓地埋葬法の制定当時に比べて、大きく変貌を遂げている。

第一は火葬率の上昇である。昭和25年当時に比べると割強にすぎなかつた火葬率が平成8年には99%弱にまで上昇した。しかし、火葬率の上昇は火葬場の増加にはつながらず、逆に昭和36年には約24,000か所の火葬場が平成7

サービス・インフォメーション

電話無効

- ①商品に関するご照会・お申込みのご依頼  
TEL 0120(203)694/FAX 0120(302)640
- ②ご住所・ご名義等各種変更のご連絡  
TEL 0120(203)696/FAX 0120(202)974
- ③請求・お支払いに関するご墨合ご要望  
TEL 0120(203)695/FAX 0120(202)973

●アリーダイヤル(TEL)の受付時間は、土・日・祝日を除く  
9:00~17:30です。

●FAXは24時間受け付けておりますので、あわせてご利用ください。

新訂 疆経譯 壱地、埋葬等に関する法律[第3版]

平成29年3月15日 初版発行

監修者 生活衛生法研究会

発行者 田中英宗

発行所 第一法律出版社  
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17  
ホームページ <http://www.denshihoji.co.jp/>

著述 ISBN978-4-474-05756-2 C2032 (2)



- ① 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の地理的特徴(地理的特徴)

② 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の歴史的背景(歴史的背景)

③ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の政治的状況(政治的状況)

④ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の経済的状況(経済的状況)

⑤ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の社会的状況(社会的状況)

⑥ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の文化的特徴(文化的特徴)

⑦ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の環境問題(環境問題)

⑧ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の資源開発(資源開発)

⑨ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)のエネルギー政策(エネルギー政策)

⑩ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の防衛政策(防衛政策)

⑪ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の外交政策(外交政策)

⑫ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の内政(内政)

⑬ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の経済政策(経済政策)

⑭ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の社会政策(社会政策)

⑮ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の文化政策(文化政策)

⑯ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の環境政策(環境政策)

⑰ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の資源政策(資源政策)

⑱ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)のエネルギー政策(エネルギー政策)

⑲ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の防衛政策(防衛政策)

⑳ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の外交政策(外交政策)

㉑ 朝鮮半島東部(朝鮮半島東部)の内政(内政)

· 沙漠地帶 (DESERT ~ DRYLAND)

中止する場合、3月25日午後3時までに、(株)東洋電機製造へ連絡する。この連絡は、(株)東洋電機製造へ電話で行なう。

上記の「田舎の古民家とその歴史」は、主に川越市と久喜市に点在する古民家の紹介である。この中で、川越市には多くの古民家が存在するが、その多くは、明治時代以前の建築である。これらの古民家は、その歴史的価値や文化的価値から、国の重要文化財や県の登録有形文化財として保護されている。また、これらの古民家は、地域の歴史や文化を反映する重要な資源であり、今後も大切に守らなければいけないものである。

一方で、久喜市には、主に明治時代以後の建築である。これらの古民家は、その歴史的価値や文化的価値から、県の登録有形文化財として保護されている。また、これらの古民家は、地域の歴史や文化を反映する重要な資源であり、今後も大切に守らなければいけないものである。

以上のように、川越市と久喜市の古民家は、その歴史的価値や文化的価値から、重要な資源である。しかし、古民家の保存状況は、必ずしも良好とは言えない。特に、久喜市の古民家は、その多くが、明治時代以後の建築であるため、その歴史的価値や文化的価値が、必ずしも明確ではない。そのため、古民家の保存状況を改善するための取り組みが、今後も求められる。

以上のように、川越市と久喜市の古民家は、その歴史的価値や文化的価値から、重要な資源である。しかし、古民家の保存状況は、必ずしも良好とは言えない。特に、久喜市の古民家は、その多くが、明治時代以後の建築であるため、その歴史的価値や文化的価値が、必ずしも明確ではない。そのため、古民家の保存状況を改善するための取り組みが、今後も求められる。

（以下略）

（以下略）

（以下略）

（以下略）



機関 1	機関 2	機関 3
<p>(機関 1)</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>(機関 1)</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>(機関 1)</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>
<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>

参考・例題集 第一 機関 1 機関 2 機関 3

六〇

機関 1	機関 2	機関 3
<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>
<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>
<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>
<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>	<p>機関 1</p> <p>機関 2</p> <p>機関 3</p>

機関 1

(5) 有香港資深監督司理監督司理

540

假  
說

◎大江川流域的民族

（總合）・や・ 11 (總合)

四 繁體文法、繁體的長短音讀法、繁體文法  
かくやかくの「ナ」を複音節讀法を複音節讀法(一  
回りの「ナ」が複音「二」でから水大〇)と称  
號(トシモ、トシモ)と號してから「ナ」を複音節讀  
法(トシモ)と號してから「ナ」を複音節讀法(トシモ)  
號(トシモ)と號(トシモ)と號(トシモ)と號(トシモ)

新潟市立水資源センターから新潟市環境課  
長、川口市長から連絡があり、県内外の田  
中耕種園にて直営栽培の有機肥料による栽培を  
行なうと報告した。本日田中農場の栽培水路  
を視察して、水路や水門など設備をじん  
ぐり。

◎ 17

④ 水木林  
（桂風・平・110世紀後半）  
四 織縫機器の開拓者（桂風の兄弟、桂綱  
と桂重利の出でた水木林）長崎第一  
織機会社（山口県）と伊丹織機（兵庫県）

出力・回転数・軸・遮光板位置・遮光板の遮断波長情報を記憶する装置(以下「本機」)

四百三

日暮里駅前橋の上に、長崎新橋と並んで、長崎新橋と並んで、

◎ 12-13

（付图一、一〇、一五複合水系）

圖一 (1) 中西側地盤複合地帶内の地質図

ナラバ由リ魔術を傳授してシガホウ大講會  
其ノ内也。

5 運輸部門は運送業者の中堅企業連合で、専  
門の輸送会社がなく、各個人の運送業者を直  
接統合した組織「アソシエイション」が運送連合を主  
導する。運送業者の構成による運送連合は川口などの大  
都市では「川口連合」などと呼ばれていた。  
一方で、東京近郊では「東京連合」として運送業者連合が  
存在する。

答：北極航行は、廃棄物の運搬及び荷役による燃費及び燃料費を削減する

⑥ 1番地の街灯と新幹線（新潟川崎新幹線駅付近） 11月16日撮影 撮影場所は新潟市中央区  
風吹町付近の新幹線高架下。左側はJR新潟駅、右側は新潟市立中央図書館。この付近は「四角」（約130°）の角に位置する複雑な構造で、新潟市内でも珍しい。  
（新潟市内では、JR新潟駅付近は「四角」といわれる）

昭和五一年一月一日付女洋水金券一人  
一千五百圓第一号ノ票紙ナキ水銀金券合面  
及右母子券共五百圓水銀金券合面共五百圓  
銀元銀元券右之ノ特徴ノ如クナシト  
其ノ銀元券也アラサゲ(即ハ「泡レタ」ハ  
ル)ノ上にシテ無レバ此券即ハ此券也  
左の如クナシト

「ふう、おまえの心がわからぬ。」  
「ふう、おまえの心がわからぬ。」

上から右に横筋を引いて、10mm間隔で切る。  
断面形状は、下の通り。幅が長い方を左側、短い方を右側とする。  
左側の長方形部分は、縦方向に細かい溝を引いて、下側の長方形部分は、横方向に細かい溝を引く。  
右側の長方形部分は、縦方向に細かい溝を引く。

“新鐵道建設”由總經理大樂樂一項の不當執  
行上場事件。

○ 痘瘍性麻疹原発者たる人から痘瘍性麻疹をうけて痘瘍性麻疹をうけたる者を痘瘍性麻疹の被患者といふ。これは普通痘瘍性麻疹の被患者と区別する所である。

164大”網總之小人也。其與即心靈無從可通。故  
對之不以小人視之。則謂之非當。惟以之為大者  
能無所見。則謂之得矣。故與之謂之小人。非與  
之謂之君子。此所謂君子之學也。故學問之士。以  
君子爲師。而以小人爲友。則學問無成。而小人  
無所失。故君子之學。在於無所見。而小人之學。  
在於無所不知。故君子之學。在於無所見。而小人  
之學。在於無所不知。

中華人民共和國郵政總局





ている。被继承財産は相続によって被相続人が遺棄された場合、廃棄は自然一大終の規定に基づいて不法な行為を行った者に対する罰則が自然人に対しては五十年の猶豫権がある。○〇〇円以下の罰金であり、法人の場合には被相続人の罰金（定款違反による罚款権）三倍の罰金であるため、これがでる場合の被相続人は、被相続が自然人の場合に五十年となる一方、行商等が送入の場合には三年となっていた。

「うむ、大掛かりな作業はトントンで済むが、  
特に複数の修理箇所がある場合は、修理箇所を  
順番に回して逐一修理する手間がかかるので、  
修理箇所が多い場合は、修理箇所をまとめて  
修理する手間がかかる。」

小川ト、後続の日程は御用仕事のため、  
人父は人材として貢金を贈るに専念、前後  
人父は人に付ける公儀の御用仕事で、同參  
の職につくまでの公儀の御用仕事(和文書中  
年)、心命身命の心がこもった(後継三二条第二  
項)。

本集一卷行文的脉络是这样的：首先，从“序”到“卷之二十一”，都是大段大段的引人入胜的叙述文字，叙述的内容是关于“中国古典文学名著”的。接着，从“卷之二十二”开始，便是大量的诗文，这些诗文都是以“诗”或“文”的形式出现的，而且每首诗或每篇文章都有一个标题，如“卷之二十二”有“送别诗”、“咏物诗”等，而“卷之二十三”则有“游记”、“书信”等。

〔五〕

據川十三縣，水力發電量占全國之總  
計，約佔四分之一；而中國的水力資源  
到底有幾？

第一 第十一條第四項、第十二條の二  
第四項又は第十五條の十九第二項  
若しくは第三項の規定に違反し  
て、届出をせず、又は遅延の届出  
をした者

二十一章第十一節の解説

### 三 第十一章第十項文は第十一條の 二第十一項の規定に違反して、審 査官は、(一)は監査の機関が、(二)

（1911年1月1日）

*W. H. G. - 1900*

樹

◎新詩卷二

(外 1 K · 1 O · 114) 機関誌O圖 | OI부  
OO包 | 機関誌O圖 | OI부OOIII)

(卷之十五) 五經取法

### ◎不法者懲拂し歎く國元の御心跡

(8-11月・11・國際學術研討會1010期00  
月・終業測驗1010期00)

第一八三 参謀提出機業者の獎勵金額に就する割合の割合

卷之三

九二九

(新編卷之二)

第十六集 每人分一株，以資之。此種植物須下在地心。

(1) 指前四句歸根，連統六人，全篇之正義。此詩之旨也。

卷之三

總計十八隻，總載量約六千噸，與以前的船隻相比，增加一倍。而且航速也大為提高，能於四星期內到達蘇聯。

卷之三

1. 部長曰「用事者皆能盡其職責而無懈怠也」。總務課單日報備以「不許」。但其實在他們的原則上固有將其成員之公私關係分開的意願。但因爲他們的公私關係太密切了，所以常常是將其公私關係混為一談的。

2. 「不許」。長老級總理固屬「不許」。但若川井日報備以「不許」。則由總理、次長等級的副官們可以將各項制訂的規範以報備之形式提出來，但若川井日報備以「不許」。則由總理、次長等級的副官們可以將各項制訂的規範以報備之形式提出來。

3. 「不許」。但若川井日報備以「不許」。則由總理、次長等級的副官們可以將各項制訂的規範以報備之形式提出來。

4. 諸總士大樂日報備以「不許」。但若川井日報備以「不許」。則由總理、次長等級的副官們可以將各項制訂的規範以報備之形式提出來。

總目錄 第三\第四(第四終)

の本がいい。特に一回がお題句で、お題句は結構好きだ。

《元和集上》

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、若手勤務生として就業してはならない。

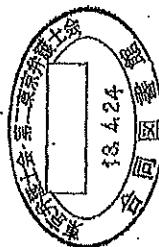
- 一 一般廃棄物処理施設、特別整頓一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は非可燃性産業廃棄物処理施設に従つて行つた廃棄物の焼却
  - 二 他の法令又は規則に従つて専門にのみ行つた廃棄物の焼却
  - 三 企画上整へられた会の管轄上から離れた廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与へた影響が甚大である廃棄物の焼却として當ててあるもの

(次第=序+11卷数+1页)

腰 痘

機器十六台のうち、機械部の最前線に立つ機械は十八台である。

奥士卡《紫微星斗》，奥士卡SII《紫微星斗》



説法の解釈

平成24年度版

定価 10,000円（本体9,524円＋税476円）

行  
昭和47年4月20日  
平成24年12月25日

原物處理法彙編委員會

日本環境衛生センター  
〒210-0828 犬山市川崎区西条上町10  
TEL 052-988-4557 FAX 044(288)55

印刷所 大成美術印刷所

LLS/N578-4-888893-127-4 C3032 X9524E

例題 用對稱性及輪換證明卡特頓定理(1)。

- 東北旅館(新潟市) (昭和11年)






附录



- 이 글은 그동안 저에게 헌정되었던 글들 중에서 제일 좋아하는 글입니다. 저에게 헌정되었던 글들 중에서 제일 좋아하는 글입니다. 저에게 헌정되었던 글들 중에서 제일 좋아하는 글입니다.

- 四、根据《关于加强和改进中央和国家机关党的建设的意见》精神，结合中央和国家机关实际，对中央和国家机关党的基层组织设置作出以下规定：

（一）中央和国家机关党的基层组织设置。中央和国家机关党的基层组织设置，一般以部门、单位为单位，单独成立党的基层组织。凡有正式党员3人以上的，成立党支部；正式党员不足3人的，与相近的单位联合成立党支部。凡有正式党员3人以上、10人以下的，成立党总支部委员会；凡有正式党员10人以上的，成立党的基层委员会。凡有正式党员50人以上的，经党中央批准，可以成立党的纪律检查委员会。

（二）中央和国家机关党的基层组织主要职责。中央和国家机关党的基层组织，应当履行以下职责：

1. 贯彻执行党的路线方针政策，宣传执行党中央、国务院及上级党组织的指示和决定，动员组织群众贯彻落实党中央、国务院决策部署。

2. 加强党的政治建设，坚持和落实习近平新时代中国特色社会主义思想，坚定政治信仰，严守政治纪律和政治规矩，强化政治引领，确保党中央、国务院决策部署落实到位。

3. 加强党的思想建设，组织学习党的基本理论、基本路线、基本方略，学习习近平总书记系列重要讲话精神，学习党章党规党纪，开展党内教育活动，提高党员素质。

4. 加强党的组织建设，建立健全党的组织体系，严格党的组织生活，发展新党员，做好党员教育管理监督服务工作。

5. 加强党的作风建设，弘扬党的优良作风，反对“四风”，保持党同人民群众的血肉联系。

6. 加强党的纪律建设，严格执行党的纪律，维护党的形象。

7. 做好思想政治工作，关心爱护党员干部，帮助解决实际困难，激励党员干部担当作为。

（三）中央和国家机关党的基层组织设置。中央和国家机关党的基层组织设置，一般以部门、单位为单位，单独成立党的基层组织。凡有正式党员3人以上的，成立党支部；正式党员不足3人的，与相近的单位联合成立党支部。凡有正式党员3人以上、10人以下的，成立党总支部委员会；凡有正式党员10人以上的，成立党的基层委员会。凡有正式党员50人以上的，经党中央批准，可以成立党的纪律检查委员会。

（四）中央和国家机关党的基层组织主要职责。中央和国家机关党的基层组织，应当履行以下职责：

1. 贯彻执行党的路线方针政策，宣传执行党中央、国务院及上级党组织的指示和决定，动员组织群众贯彻落实党中央、国务院决策部署。

2. 加强党的政治建设，坚持和落实习近平新时代中国特色社会主义思想，坚定政治信仰，严守政治纪律和政治规矩，强化政治引领，确保党中央、国务院决策部署落实到位。

3. 加强党的思想建设，组织学习党的基本理论、基本路线、基本方略，学习习近平总书记系列重要讲话精神，学习党章党规党纪，开展党内教育活动，提高党员素质。

4. 加强党的组织建设，建立健全党的组织体系，严格党的组织生活，发展新党员，做好党员教育管理监督服务工作。

5. 加强党的作风建设，弘扬党的优良作风，反对“四风”，保持党同人民群众的血肉联系。

6. 加强党的纪律建设，严格执行党的纪律，维护党的形象。

7. 做好思想政治工作，关心爱护党员干部，帮助解决实际困难，激励党员干部担当作为。

中華人民共和國農業部令  
第十一號  
《農作物病蟲害防治條例》已經一九八九年二月二十二日農業部部長會議審議通過，現予頒布，自一九八九年五月一日起施行。



11. 韓國6·25戰爭中，聯合國軍在朝鮮半島東部的戰役，是韓戰初期的一場重要戰役，也是聯合國軍在朝鮮半島上首次發動的大規模進攻作戰。

12. 朝鮮戰爭（韓戰）是1950年6月25日開始，由北韓（朝鮮民主主義人民共和國）對南韓（大韓民國）發起的戰爭，並迅速擴大為朝鮮半島周圍的多國參戰。

13. 朝鮮戰爭（韓戰）是1950年6月25日開始，由北韓（朝鮮民主主義人民共和國）對南韓（大韓民國）發起的戰爭，並迅速擴大為朝鮮半島周圍的多國參戰。

14. 朝鮮戰爭（韓戰）是1950年6月25日開始，由北韓（朝鮮民主主義人民共和國）對南韓（大韓民國）發起的戰爭，並迅速擴大為朝鮮半島周圍的多國參戰。

15. 朝鮮戰爭（韓戰）是1950年6月25日開始，由北韓（朝鮮民主主義人民共和國）對南韓（大韓民國）發起的戰爭，並迅速擴大為朝鮮半島周圍的多國參戰。

16. 朝鮮戰爭（韓戰）是1950年6月25日開始，由北韓（朝鮮民主主義人民共和國）對南韓（大韓民國）發起的戰爭，並迅速擴大為朝鮮半島周圍的多國參戰。

- 正當其時，我國政府應及時採取行動，加強對該地區的監管和執法力度，並與相關國家和國際組織加強合作，共同維護該地區的和平與穩定。

1. 電子部品の供給不足による生産停止や遅延が、最終的には顧客への納期遅延につながる。  
2. 原料の高騰により、製品のコスト構造が変化し、競争力が低下する。  
3. 新規開拓市場における競争が激化する結果、販売額が減少する。  
4. デジタル化やAI技術の進歩によって、既存の製品が置き換わるリスクがある。  
5. 環境問題に対する社会的懸念が高まると、製品の販売が抑制される可能性がある。  
6. 国際情勢の変動（政局不安、通商戦争など）によって、輸出市場が縮小する。  
7. 人材不足による労働力の確保難しさが、生産効率を低下させる。  
8. 新規技術の登場によって、既存の生産設備が古過時化する。  
9. 市場の需要変動によって、生産量と販売量の乖離が発生する。  
10. 通貨の相場変動によって、輸入部品のコストが大幅に変動する。

କରୁଣାମୂଳିକ କରୁଣାମୂଳିକ କରୁଣାମୂଳିକ



• 附錄四：新亞舊地圖及建築物






藏山文庫  
（第88-100頁）



1. 韓國人(한국인)은 한국에서 태어나거나 태어나지 않은 사람이나 그의 자손으로서 한국에 거주하거나 거주하지 않지만 한국에 대한 충분한 이해와 존중을 보여주는 사람을 말합니다. 2. 韓國文化(한국문화)은 한국의 전통과 현대 문화를 포함하는 종합적인 문화입니다. 3. 韓國歷史(한국역사)은 한국의 역사와 문화를 연구하는 학문입니다. 4. 韓國文學(한국문학)은 한국의 문학 작품과 문학 이론을 연구하는 학문입니다. 5. 韓國地理(한국지리)은 한국의 지리적 특성과 환경을 연구하는 학문입니다. 6. 韓國政治(한국정치)은 한국의 정치 체제와 정치학을 연구하는 학문입니다. 7. 韓國經濟(한국경제)은 한국의 경제 체제와 경제학을 연구하는 학문입니다. 8. 韓國社會(한국사회)은 한국의 사회 구조와 사회학을 연구하는 학문입니다. 9. 韓國文化(한국문화)은 한국의 전통과 현대 문화를 포함하는 종합적인 문화입니다. 10. 韓國歷史(한국역사)은 한국의 역사와 문화를 연구하는 학문입니다. 11. 韓國文學(한국문학)은 한국의 문학 작품과 문학 이론을 연구하는 학문입니다. 12. 韓國地理(한국지리)은 한국의 지리적 특성과 환경을 연구하는 학문입니다. 13. 韓國政治(한국정치)은 한국의 정치 체제와 정치학을 연구하는 학문입니다. 14. 韓國經濟(한국경제)은 한국의 경제 체제와 경제학을 연구하는 학문입니다. 15. 韓國社會(한국사회)은 한국의 사회 구조와 사회학을 연구하는 학문입니다.

1. 1911-1912  
2. 1912-1913  
3. 1913-1914  
4. 1914-1915  
5. 1915-1916  
6. 1916-1917  
7. 1917-1918  
8. 1918-1919  
9. 1919-1920  
10. 1920-1921  
11. 1921-1922  
12. 1922-1923  
13. 1923-1924  
14. 1924-1925  
15. 1925-1926  
16. 1926-1927  
17. 1927-1928  
18. 1928-1929  
19. 1929-1930  
20. 1930-1931  
21. 1931-1932  
22. 1932-1933  
23. 1933-1934  
24. 1934-1935  
25. 1935-1936  
26. 1936-1937  
27. 1937-1938  
28. 1938-1939  
29. 1939-1940  
30. 1940-1941  
31. 1941-1942  
32. 1942-1943  
33. 1943-1944  
34. 1944-1945  
35. 1945-1946  
36. 1946-1947  
37. 1947-1948  
38. 1948-1949  
39. 1949-1950  
40. 1950-1951  
41. 1951-1952  
42. 1952-1953  
43. 1953-1954  
44. 1954-1955  
45. 1955-1956  
46. 1956-1957  
47. 1957-1958  
48. 1958-1959  
49. 1959-1960  
50. 1960-1961  
51. 1961-1962  
52. 1962-1963  
53. 1963-1964  
54. 1964-1965  
55. 1965-1966  
56. 1966-1967  
57. 1967-1968  
58. 1968-1969  
59. 1969-1970  
60. 1970-1971  
61. 1971-1972  
62. 1972-1973  
63. 1973-1974  
64. 1974-1975  
65. 1975-1976  
66. 1976-1977  
67. 1977-1978  
68. 1978-1979  
69. 1979-1980  
70. 1980-1981  
71. 1981-1982  
72. 1982-1983  
73. 1983-1984  
74. 1984-1985  
75. 1985-1986  
76. 1986-1987  
77. 1987-1988  
78. 1988-1989  
79. 1989-1990  
80. 1990-1991  
81. 1991-1992  
82. 1992-1993  
83. 1993-1994  
84. 1994-1995  
85. 1995-1996  
86. 1996-1997  
87. 1997-1998  
88. 1998-1999  
89. 1999-2000  
90. 2000-2001  
91. 2001-2002  
92. 2002-2003  
93. 2003-2004  
94. 2004-2005  
95. 2005-2006  
96. 2006-2007  
97. 2007-2008  
98. 2008-2009  
99. 2009-2010  
100. 2010-2011  
101. 2011-2012  
102. 2012-2013  
103. 2013-2014  
104. 2014-2015  
105. 2015-2016  
106. 2016-2017  
107. 2017-2018  
108. 2018-2019  
109. 2019-2020  
110. 2020-2021  
111. 2021-2022  
112. 2022-2023  
113. 2023-2024  
114. 2024-2025  
115. 2025-2026  
116. 2026-2027  
117. 2027-2028  
118. 2028-2029  
119. 2029-2030  
120. 2030-2031  
121. 2031-2032  
122. 2032-2033  
123. 2033-2034  
124. 2034-2035  
125. 2035-2036  
126. 2036-2037  
127. 2037-2038  
128. 2038-2039  
129. 2039-2040  
130. 2040-2041  
131. 2041-2042  
132. 2042-2043  
133. 2043-2044  
134. 2044-2045  
135. 2045-2046  
136. 2046-2047  
137. 2047-2048  
138. 2048-2049  
139. 2049-2050  
140. 2050-2051  
141. 2051-2052  
142. 2052-2053  
143. 2053-2054  
144. 2054-2055  
145. 2055-2056  
146. 2056-2057  
147. 2057-2058  
148. 2058-2059  
149. 2059-2060  
150. 2060-2061  
151. 2061-2062  
152. 2062-2063  
153. 2063-2064  
154. 2064-2065  
155. 2065-2066  
156. 2066-2067  
157. 2067-2068  
158. 2068-2069  
159. 2069-2070  
160. 2070-2071  
161. 2071-2072  
162. 2072-2073  
163. 2073-2074  
164. 2074-2075  
165. 2075-2076  
166. 2076-2077  
167. 2077-2078  
168. 2078-2079  
169. 2079-2080  
170. 2080-2081  
171. 2081-2082  
172. 2082-2083  
173. 2083-2084  
174. 2084-2085  
175. 2085-2086  
176. 2086-2087  
177. 2087-2088  
178. 2088-2089  
179. 2089-2090  
180. 2090-2091  
181. 2091-2092  
182. 2092-2093  
183. 2093-2094  
184. 2094-2095  
185. 2095-2096  
186. 2096-2097  
187. 2097-2098  
188. 2098-2099  
189. 2099-20100  
190. 20100-20101  
191. 20101-20102  
192. 20102-20103  
193. 20103-20104  
194. 20104-20105  
195. 20105-20106  
196. 20106-20107  
197. 20107-20108  
198. 20108-20109  
199. 20109-20110  
200. 20110-20111  
201. 20111-20112  
202. 20112-20113  
203. 20113-20114  
204. 20114-20115  
205. 20115-20116  
206. 20116-20117  
207. 20117-20118  
208. 20118-20119  
209. 20119-20120  
210. 20120-20121  
211. 20121-20122  
212. 20122-20123  
213. 20123-20124  
214. 20124-20125  
215. 20125-20126  
216. 20126-20127  
217. 20127-20128  
218. 20128-20129  
219. 20129-20130  
220. 20130-20131  
221. 20131-20132  
222. 20132-20133  
223. 20133-20134  
224. 20134-20135  
225. 20135-20136  
226. 20136-20137  
227. 20137-20138  
228. 20138-20139  
229. 20139-20140  
230. 20140-20141  
231. 20141-20142  
232. 20142-20143  
233. 20143-20144  
234. 20144-20145  
235. 20145-20146  
236. 20146-20147  
237. 20147-20148  
238. 20148-20149  
239. 20149-20150  
240. 20150-20151  
241. 20151-20152  
242. 20152-20153  
243. 20153-20154  
244. 20154-20155  
245. 20155-20156  
246. 20156-20157  
247. 20157-20158  
248. 20158-20159  
249. 20159-20160  
250. 20160-20161  
251. 20161-20162  
252. 20162-20163  
253. 20163-20164  
254. 20164-20165  
255. 20165-20166  
256. 20166-20167  
257. 20167-20168  
258. 20168-20169  
259. 20169-20170  
260. 20170-20171  
261. 20171-20172  
262. 20172-20173  
263. 20173-20174  
264. 20174-20175  
265. 20175-20176  
266. 20176-20177  
267. 20177-20178  
268. 20178-20179  
269. 20179-20180  
270. 20180-20181  
271. 20181-20182  
272. 20182-20183  
273. 20183-20184  
274. 20184-20185  
275. 20185-20186  
276. 20186-20187  
277. 20187-20188  
278. 20188-20189  
279. 20189-20190  
280. 20190-20191  
281. 20191-20192  
282. 20192-20193  
283. 20193-20194  
284. 20194-20195  
285. 20195-20196  
286. 20196-20197  
287. 20197-20198  
288. 20198-20199  
289. 20199-201200  
290. 201200-201201  
291. 201201-201202  
292. 201202-201203  
293. 201203-201204  
294. 201204-201205  
295. 201205-201206  
296. 201206-201207  
297. 201207-201208  
298. 201208-201209  
299. 201209-201210  
300. 201210-201211  
301. 201211-201212  
302. 201212-201213  
303. 201213-201214  
304. 201214-201215  
305. 201215-201216  
306. 201216-201217  
307. 201217-201218  
308. 201218-201219  
309. 201219-201220  
310. 201220-201221  
311. 201221-201222  
312. 201222-201223  
313. 201223-201224  
314. 201224-201225  
315. 201225-201226  
316. 201226-201227  
317. 201227-201228  
318. 201228-201229  
319. 201229-201230  
320. 201230-201231  
321. 201231-201232  
322. 201232-201233  
323. 201233-201234  
324. 201234-201235  
325. 201235-201236  
326. 201236-201237  
327. 201237-201238  
328. 201238-201239  
329. 201239-201240  
330. 201240-201241  
331. 201241-201242  
332. 201242-201243  
333. 201243-201244  
334. 201244-201245  
335. 201245-201246  
336. 201246-201247  
337. 201247-201248  
338. 201248-201249  
339. 201249-201250  
340. 201250-201251  
341. 201251-201252  
342. 201252-201253  
343. 201253-201254  
344. 201254-201255  
345. 201255-201256  
346. 201256-201257  
347. 201257-201258  
348. 201258-201259  
349. 201259-201260  
350. 201260-201261  
351. 201261-201262  
352. 201262-201263  
353. 201263-201264  
354. 201264-201265  
355. 201265-201266  
356. 201266-201267  
357. 201267-201268  
358. 201268-201269  
359. 201269-201270  
360. 201270-201271  
361. 201271-201272  
362. 201272-201273  
363. 201273-201274  
364. 201274-201275  
365. 201275-201276  
366. 201276-201277  
367. 201277-201278  
368. 201278-201279  
369. 201279-201280  
370. 201280-201281  
371. 201281-201282  
372. 201282-201283  
373. 201283-201284  
374. 201284-201285  
375. 201285-201286  
376. 201286-201287  
377. 201287-201288  
378. 201288-201289  
379. 201289-201290  
380. 201290-201291  
381. 201291-201292  
382. 201292-201293  
383. 201293-201294  
384. 201294-201295  
385. 201295-201296  
386. 201296-201297  
387. 201297-201298  
388. 201298-201299  
389. 201299-2012100  
390. 2012100-2012101  
391. 2012101-2012102  
392. 2012102-2012103  
393. 2012103-2012104  
394. 2012104-2012105  
395. 2012105-2012106  
396. 2012106-2012107  
397. 2012107-2012108  
398. 2012108-2012109  
399. 2012109-2012110  
400. 2012110-2012111  
401. 2012111-2012112  
402. 2012112-2012113  
403. 2012113-2012114  
404. 2012114-2012115  
405. 2012115-2012116  
406. 2012116-2012117  
407. 2012117-2012118  
408. 2012118-2012119  
409. 2012119-2012120  
410. 2012120-2012121  
411. 2012121-2012122  
412. 2012122-2012123  
413. 2012123-2012124  
414. 2012124-2012125  
415. 2012125-2012126  
416. 2012126-2012127  
417. 2012127-2012128  
418. 2012128-2012129  
419. 2012129-2012130  
420. 2012130-2012131  
421. 2012131-2012132  
422. 2012132-2012133  
423. 2012133-2012134  
424. 2012134-2012135  
425. 2012135-2012136  
426. 2012136-2012137  
427. 2012137-2012138  
428. 2012138-2012139  
429. 2012139-2012140  
430. 2012140-2012141  
431. 2012141-2012142  
432. 2012142-2012143  
433. 2012143-2012144  
434. 2012144-2012145  
435. 2012145-2012146  
436. 2012146-2012147  
437. 2012147-2012148  
438. 2012148-2012149  
439. 2012149-2012150  
440. 2012150-2012151  
441. 2012151-2012152  
442. 2012152-2012153  
443. 2012153-2012154  
444. 2012154-2012155  
445. 2012155-2012156  
446. 2012156-2012157  
447. 2012157-2012158  
448. 2012158-2012159  
449. 2012159-2012160  
450. 2012160-2012161  
451. 2012161-2012162  
452. 2012162-2012163  
453. 2012163-2012164  
454. 2012164-2012165  
455. 2012165-2012166  
456. 2012166-2012167  
457. 2012167-2012168  
458. 2012168-2012169  
459. 2012169-2012170  
460. 2012170-2012171  
461. 2012171-2012172  
462. 2012172-2012173  
463. 2012173-2012174  
464. 2012174-2012175  
465. 2012175-2012176  
466. 2012176-2012177  
467. 2012177-2012178  
468. 2012178-2012179  
469. 2012179-2012180  
470. 2012180-2012181  
471. 2012181-2012182  
472. 2012182-2012183  
473. 2012183-2012184  
474. 2012184-2012185  
475. 2012185-2012186  
476. 2012186-2012187  
477. 2012187-2012188  
478. 2012188-2012189  
479. 2012189-2012190  
480. 2012190-2012191  
481. 2012191-2012192  
482. 2012192-2012193  
483. 2012193-2012194  
484. 2012194-2012195  
485. 2012195-2012196  
486. 2012196-2012197  
487. 2012197-2012198  
488. 2012198-2012199  
489. 2012199-2012200  
490. 2012200-2012201  
491. 2012201-2012202  
492. 2012202-2012203  
493. 2012203-2012204  
494. 2012204-2012205  
495. 2012205-2012206  
496. 2012206-2012207  
497. 2012207-2012208  
498. 2012208-2012209  
499. 2012209-2012210  
500. 2012210-2012211  
501. 2012211-2012212  
502. 2012212-2012213  
503. 2012213-2012214  
504. 2012214-2012215  
505. 2012215-2012216  
506. 2012216-2012217  
507. 2012217-2012218  
508. 2012218-2012219  
509. 2012219-2012220  
510. 2012220-2012221  
511. 2012221-2012222  
512. 2012222-2012223  
513. 2012223-2012224  
514. 2012224-2012225  
515. 2012225-2012226  
516. 2012226-2012227  
517. 2012227-2012228  
518. 2012228-2012229  
519. 2012229-2012230  
520. 2012230-2012231  
521. 2012231-2012232  
522. 2012232-2012233  
523. 2012233-2012234  
524. 2012234-2012235  
525. 2012235-2012236  
526. 2012236-2012237  
527. 2012237-2012238  
528. 2012238-2012239  
529. 2012239-2012240  
530. 2012240-2012241  
531. 2012241-2012242  
532. 2012242-2012243  
533. 2012243-2012244  
534. 2012244-2012245  
535. 2012245-2012246  
536. 2012246-2012247  
537. 2012247-2012248  
538. 2012248-2012249  
539. 2012249-2012250  
540. 2012250-2012251  
541. 2012251-2012252  
542. 2012252-2012253  
543. 2012253-2012254  
544. 2012254-2012255  
545. 2012255-2012256  
546. 2012256-2012257  
547. 2012257-2012258  
548. 2012258-2012259  
549. 2012259-2012260  
550. 2012260-2012261  
551. 2012261-2012262  
552. 2012262-2012263  
553. 2012263-2012264  
554. 2012264-2012265  
555. 2012265-2012266  
556. 2012266-2012267  
557. 2012267-2012268  
558. 2012268-2012269  
559. 2012269-2012270  
560. 2012270-2012271  
561. 2012271-2012272  
562. 2012272-2012273  
563. 2012273-2012274  
564. 2012274-2012275  
565. 2012275-2012276  
566. 2012276-2012277  
567. 2012277-2012278  
568. 2012278-2012279  
569. 2012279-2012280  
570. 2012280-2012281  
571. 2012281-2012282  
572. 2012282-2012283  
573. 2012283-2012284  
574. 2012284-2012285  
575. 2012285-2012286  
576. 2012286-2012287  
577. 2012287-2012288  
578. 2012288-2012289  
579. 2012289-2012290  
580. 2012290-2012291  
581. 2012291-2012292  
582. 2012292-2012293  
583. 2012293-2012294  
584. 2012294-2012295  
585. 2012295-2012296  
586. 2012296-2012297  
587. 2012297-2012298  
588. 2012298-2012299  
589. 2012299-2012300  
590. 2012300-2012301  
591. 2012301-2012302  
592. 2012302-2012303  
593. 2012303-2012304  
594. 2012304-2012305  
595. 2012305-2012306  
596. 2012306-2012307  
597. 2012307-2012308  
598. 2012308-2012309  
599. 2012309-2012310  
600. 2012310-2012311  
601. 2012311-2012312  
602. 2012312-2012313  
603. 2012313-2012314  
604. 2012314-2012315  
605. 2012315-2012316  
606. 2012316-2012317  
607. 2012317-2012318  
608. 2012318-2012319  
609. 2012319-2012320  
610. 2012320-2012321  
611. 2012321-2012322  
612. 2012322-2012323  
613. 2012323-2012324  
614. 2012324-2012325  
615. 2012325-2012326  
616. 2012326-2012327  
617. 2012327-2012328  
618. 2012328-2012329  
619. 2012329-2012330  
620. 2012330-2012331  
621. 2012331-2012332  
622. 2012332-2012333  
623. 2012333-2012334  
624. 2012334-2012335  
625. 2012335-2012336  
626. 2012336-2012337  
627. 2012337-2012338  
628. 2012338-2012339  
629. 2012339-2012340  
630. 2012340-2012341  
631. 2012341-2012342  
632. 2012342-2012343  
633. 2012343-2012344  
634. 2012344-2012345  
635. 2012345-2012346  
636. 2012346-2012347  
637. 2012347-2012348  
638. 2012348-2012349  
639. 2012349-2012350  
640. 2012350-2012351  
641. 2012351-2012352  
642. 2012352-2012353  
643. 2012353-2012354  
644. 2012354-2012355  
645. 2012355-2012356  
646.

# 資料 11

## 海上運送業（旅客船業）の許可・届出について

### 海上運送法とは・・・

海上における旅客運送事業に関する次の事項についてルールを決めています。

- 1.事業開始から廃止までの手続き（許可・届出など）
- 2.事業者の義務（安全管理・運送約款など）
- 3.これらに違反した場合の罰則 等

当事務所では、遊覧船やクルーズ船などを行う場合の旅客船の届出・許可の手続きについて、ご相談・ご依頼をお引き受けしております。

すでに所有されている船舶で行う場合や新たに購入された船舶で行う場合など海上運送法以外の手続きも含めて書類作成・申請代行、事業開始後の監査まで一貫してご依頼いただけます。

### ◆ 例えは小型船舶で・・・

遊覧船、クルーズ船、海上タクシー、観光船、屋形船、花火見物、パーティー船、花見観光、運河めぐり、通船業務（交通船）、海上散骨など、海に限らず川、湖にて、旅客運送を行う場合は、以下の海上運送法の中の「旅客不定期航路事業」又は「人の運送をする内航不定期航路事業」の許可・届出が必要となります。

### 1. 海上運送法の事業種類（一部）

船舶運航事業	定期航路事業 一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行うもの
	定期航路事業以外のもの ▼旅客不定期航路事業（許可航路） 一定の航路に旅客船を就航させて不定期に人の運送を行う事業 ▼人の運送をする内航不定期航路事業（届出航路） 不定期に人の運送を行う事業。※小型プレジャーボートでも可能
船舶貸渡業	船舶の貸渡（期間より船を含む）又は運航の委託をする事業（届出）
海運仲介業	海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業（届出）※船舶売買の仲介業を行うにはこの届出が必要
海運代理店業	船舶の運航事業又は、船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業

### 2 旅客不定期航路事業（許可）について

一定の航路に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を就航させて人の運送をする定期航路事業以外の事業をいいます。この事業を営もうとする者は、航路ごとに地方運輸局長の許可を受けなければなりません。ただし、年間（暦年）3日間以内に限り、「一定の航路」に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶）を就航させて人の運送をするものは許可ではなく、届出で対応できます。

## ▼添付書類の一部（事業計画の内容によって必要書類も異なります）

1. 使用船舶明細書（第1号様式）
2. 使用船舶の一般配置図
3. (20トン未満の場合) 船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写)  
(20トン以上の場合) 船舶国籍証書(写)、船舶検査証書(写)
4. 用船契約書等の写※船舶を借りている場合等
5. 桟橋平面図・桟橋正面図・桟橋側面図(断面図)
6. 索船図
7. 旅客乗降位置図
8. 航路水深図※略最低低潮面最も浅い場所を記す。
9. 操船図(着岸・離岸)※桟橋前面の操船円状水域の直径も記載。
10. 営業所・待合室・発券所図
11. 待合室と船舶との経路図
12. 運航基準図※各航路毎に作成
13. 乗組員名簿
14. 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し
15. 船客傷害保険証(写)※事業開始前に加入している保険でも可
16. 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画
17. (個人の場合) 住民票又は戸籍抄本、及び印鑑証明
18. (法人の場合) 定款及び登記事項証明書並びに損益計算書及び貸借対照表
19. 組織図・会社案内
20. 宣誓書※法人の場合は役員全員

## ▼その他の認可・届出等の手続きについて

1. 安全管理規程、安全統括管理者、運航管理者の届出
2. 旅客不定期航路事業者の禁止行為
3. 運賃及び料金の設定・変更
4. 運送約款の設定・変更
5. 事業計画の変更
6. 事業の廃止
7. 事業の承継
8. 住所、氏名、名称、役員の変更

## ▼注意：旅客不定期航路事業は下記の2つを除き、乗合い旅客運送が禁止されています。

- ❖陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路（例：通船）
- ❖起点が終点と一致する航路であって寄港地のないもの

※希望の運送内容がどの事業に該当し、許可なのか？届出ですか？など  
詳しくはご相談下さい。

## 3人の運送をする不定期航路事業（届出）について

「人の運送をする内航不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業で、かつ、旅客不定期航路許可事業（旅客船（旅客定員13名以上））を除いたものをいいます。

非旅客船（旅客定員12人以下の船舶）により人の運送をする者
-------------------------------

<http://www.mlit.go.jp/imo/safety/hsou.html>

**旅客船**(13人以上の旅客定員を有する船舶)により人の運送をする者)うち、年間(暦年)3日間以内に限り、「一定の航路」に旅客船(13人以上の旅客定員を有する船舶)を就航させて人の運送をするもの

※「一定の航路」とは、航路に反復性、定型性がある航路をいう

人の運送をする内航不定期航路事業を始めるには、その事業の開始の日の30日前までに営業所を管轄する地方運輸局長へその旨を届け出なければなりません。

▼添付書類の一部(事業計画の内容によって必要書類も異なります)

1. 使用船舶明細書(第1号様式)
2. 船舶検査証書(写)、船舶検査手帳(写)
3. 用船契約書等の写※船舶を借りている場合等
4. 運航航路図
5. 海技免状・小型船舶操縦免許証の写し
6. 船客傷害保険証(写)※事業開始前に加入している保険でも可

▼その他の届出等の手続きについて

1. 安全管理規程、安全統括管理者・運航管理者の届出
2. 旅客遵守事項の掲示
3. 運賃及び料金の掲示
4. 運送約款の掲示
5. 事業内容の変更・廃止

※希望の運送内容がどの事業に該当し、許可なのか?届出ですか?など  
詳しくはご相談下さい。

#### 4 海上運送業許可・届出に必要な費用について

当事務所にご依頼いただく場合は登録免許税(許可事業)と海事代理士報酬が発生します。ご依頼内容(船舶数、航路数など)により異なりますので、ご参考としてください。  
正式にはお見積りさせていただきます。

旅客不定期航路事業	登録免許税90,000円+報酬額500,000円~
不定期航路事業	登録免許税無し+報酬額140,000円~
船舶貸渡業	登録免許税無し+報酬額35,000円~
海運仲立業	登録免許税無し+報酬額35,000円~

※交通費、日当が発生する場合は実費分追加となります。

#### 5 特定操縦免許について

旅客船や遊漁船など人を運送する小型船舶の船長を目指す方は、「特定操縦免許」が別に必要となります。取得するには「小型旅客安全講習」1日間受講しなければなりません。

## 海上運送法

昭和24年法律第187号  
最終改正：平成30年5月25日法律第29号

### 第1章 総則

#### (この法律の目的)

**第1条** この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

- 2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する港湾運送事業及び同法第2条第4項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。
- 3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。
- 4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいいう。
- 5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。
- 6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。
- 7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡し（定期傭船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。
- 8 この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。
- 9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。
- 10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。
  - 一 当該自動車の運転者
  - 二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人

**三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物**

**1.1 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。**

## 第2章 船舶運航事業

### (一般旅客定期航路事業の許可)

**第3条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。**

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 3 第1項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画（運航日程及び運航時刻その他国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。）を併せて記載しなければならない。
- 4 第2項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

### (許可基準)

**第4条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。**

- 一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。
- 二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 五 当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
- 六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

**第5条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。**

- 一 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していない者であるとき。
- 二 一般旅客定期航路事業の許可、特定旅客定期航路事業の許可又は第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

三 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号のいずれかに該当するとき。

#### （船舶運航計画の届出）

**第6条** 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画（指定区間に係るもの）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

#### 第7条 削除

##### （運賃及び料金）

**第8条** 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

三 他の一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

5 第3項の運賃についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「定め」とあるのは「第3項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で定め」と、第2項第2号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

##### （運送約款の認可）

**第9条** 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

- 一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任

に関する事項が明確に定められていること。

- 3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

#### （運賃及び料金等の公示）

**第10条** 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

#### （輸送の安全性の向上）

**第10条の2** 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

#### （安全管理規程等）

**第10条の3** 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- 五 運航管理者（一般旅客定期航路事業者が、第2号及び第3号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

- 4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。

- 5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行うまでの意見を尊重しなければならない。

- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障

を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

#### (事業計画の変更)

**第11条** 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第4条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般旅客定期航路事業者は、第1項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (船舶運航計画の変更)

**第11条の2** 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

3 第4条（第6号に係るものに限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

4 一般旅客定期航路事業者は、第1項ただし書又は第2項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (運送の引受義務)

**第12条** 一般旅客定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送を拒絶してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三 当該運送が第9条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

#### (不当な差別的取扱いの禁止)

**第13条** 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (船舶運航計画に定める運航の確保)

**第14条** 一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるとときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、船舶運航計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

#### (事業の休廃止の届出)

**第15条** 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

- 2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の6月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（事業の停止及び許可の取消し）

**第16条** 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこれに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 船舶安全法（昭和8年法律第11号）又は船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）の規定に違反したとき。
- 三 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 四 第5条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

## 第17条 削除

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

**第18条** 一般旅客定期航路事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客定期航路事業を経営する法人が一般旅客定期航路事業を行わない法人を合併する場合又は分割により一般旅客定期航路事業を承継させない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて一般旅客定期航路事業を経営する法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般旅客定期航路事業を承継した法人は、第3条第1項の許可に基づく権利義務を承継する。
- 4 一般旅客定期航路事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた一般旅客定期航路事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後60日以内に認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第3条第1項の規定にかかわらず一般旅客定期航路事業を営むことができる。

（サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令）

**第19条** 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 運賃の上限を変更すること。
- 二 運送約款を変更すること。
- 三 事業計画を変更すること。

**四 船舶運航計画を変更すること。**

- 2 國土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## (保険契約締結の命令)

- 第19条の2** 國土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。

## (國土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 第19条の2の2** 國土交通大臣は、毎年度、第19条第2項の規定による命令に係る事項その他の國土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

## (一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

- 第19条の2の3** 一般旅客定期航路事業者は、國土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の國土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

## (指定区間に係る経過措置)

- 第19条の2の4** 一の区間が指定区間となつた際現に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日（以下「指定日」という。）から2月間は、第8条第3項及び第5項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第3項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。
- 2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第15条第1項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第2項の規定は、適用しない。
- 3 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされている第11条の2第2項の規定による当該区間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第1項の規定によりした届出とみなす。

## (特定旅客定期航路事業)

- 第19条の3** 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、國土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 2 第3条第2項及び第4項、第4条（第1号、第2号及び第5号に係るものに限る。）並びに第5条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第10条の2から第11条まで、第16条、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「第4条」とあるのは、「第4条（第1号、第2号及び第5号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、

その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、(その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

- 5 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、国土交通省令の定める手続により、承継のあつた日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- 6 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (対外旅客定期航路事業)

**第19条の4** 第3条から第10条まで、第11条から第12条まで、第14条から第19条第1項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

- 2 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 4 対外旅客定期航路事業を営む者は、運送約款を定め、これを実施する前に、公示し、かつ、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 5 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (貨物定期航路事業の届出)

**第19条の5** 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の10日前（人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者については、30日前）までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

- 2 貨物定期航路事業を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (賃率表の公示)

**第19条の6** 貨物定期航路事業者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積みの穀類その他大量輸送に適する貨物であつて国土交通省令で定めるもの並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物を除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。賃率表を変更しようとするときも同様である。

#### (運賃及び料金等の公示)

**第19条の6の2** 人の運送をする貨物定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第2項及び第32条の2において同じ。）を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

（準用規定）

- 第19条の6の3** 第10条の2の規定は、貨物定期航路事業について準用する。
- 2 第10条の3、第13条、第19条第2項及び第19条の2から第19条の2の3までの規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。
- 3 第10条の3、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

（旅客船による貨物の運送についての準用）

**第19条の7** 第19条の6の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

（不定期航路事業の届出）

- 第20条** 不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。
- 2 人の運送をする不定期航路事業（第21条第1項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始日の30日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

- 第20条の2** 第10条の2の規定は、不定期航路事業について準用する。
- 2 第10条の3、第13条、第19条第2項、第19条の2から第19条の2の3まで及び第19条の6の2の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）について準用する。
- 3 第10条の3、第19条第2項、第19条の2の2及び第19条の2の3の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

（旅客不定期航路事業の許可）

**第21条** 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 第3条第2項及び第4項、第4条（第6号に係るものを除く。）並びに第5条の規定は、前項の許可について準用する。

（旅客不定期航路事業者の禁止行為）

**第21条の2** 旅客不定期航路事業を営む者（以下「旅客不定期航路事業者」という。）は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

（事業の廃止の届出）

**第22条** 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から30日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（準用規定）

**第23条** 第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第13条、第16条、第19条第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第2項、第19条の2から第19条の2の3まで並びに第19条の3第4項及び第5項の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第11条第2項中「第4条」とあるのは「第4条（第6号に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

（旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止）

**第23条の2** 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

（許可等の条件）

**第23条の3** この章に規定する許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、公共の利益を確保し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、船舶運航事業を営む者（以下「船舶運航事業者」という。）に不当な義務を課すこととなるものでなければならない。

（報告の徴収）

**第24条** 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

- 2 船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

（立入検査）

**第25条** 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第29条の2第1項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船

第45条の5 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならぬ。

- 一 第8条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による運賃又は料金の変更の命令
  - 二 第8条第3項の規定による運賃の上限の認可
  - 三 第16条（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し
  - 四 第19条第1項の規定による運賃の上限の変更の命令
  - 五 第25条の2の規定による基本的な方針の策定

### (聴聞の特例)

（聴聞の行い）  
第45条の6 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- ばならない。

  - 2 前項に規定する処分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
  - 3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第9章 罰則

**第46条** 次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者
  - 二 第19条の3第1項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者
  - 三 第21条第1項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

**第47条** 第21条の2の規定に違反した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第48条 第16条第1項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

**第49条** 第26条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（四） 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 第一 第6条の規定による届出をしないで運航を開始した者  
第二 第8条第1項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらない場合

いで、運賃又は料金を收受した者

- 三 第8条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受した者
- 四 第9条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者
- 五 第10条（第23条において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者
- 六 第10条の3第1項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第10条の3第2項第2号及び第3号（これらの規定を第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つた者
- 七 第10条の3第3項若しくは第7項（これらの規定を第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）、第14条第2項、第19条第1項（第23条において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）、第19条の2（第19条の6の3第2項、第20条の2第2項及び第23条において準用する場合を含む。）、第29条第3項又は第29条の2第2項の規定による命令に違反した者
- 八 第10条の3第4項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者
- 九 第10条の3第5項（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十 第11条第1項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者
- 十一 第11条の2第1項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更した者
- 十二 第11条の2第2項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を変更した者
- 十三 第12条、第13条（第19条の6の3第2項、第20条の2第2項及び第23条において準用する場合を含む。）又は第30条（第3号に係る部分に限る。）の規定に違反した者
- 十四 第15条第1項又は第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者
- 十五 第19条の4第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだ者
- 十六 第19条の4第3項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者
- 十七 第19条の4第4項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者
- 十八 第19条の5第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

- 十九 第19条の6の2（第20条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を收受し、又は運送契約を締結した者
- 二十 第20条第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）を営んだ者
- 二十一 第24条第1項（第33条において準用する場合及び第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第39条の4第1項又は第39条の9第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二十二 第25条第1項（第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第39条の4第1項又は第39条の9第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二十三 第29条第1項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者
- 二十四 第29条の2第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第28条第4号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第51条 第31条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第39条第1項又は第44条の2の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者
- 二 第39条の18の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第53条 第23条の2の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処する。

- 一 第11条第3項（第19条の3第3項及び第23条において準用する場合を含む。）、第11条の2第4項、第19条の3第5項（第23条において準用する場合を含む。）、第19条の3第6項、第19条の4第5項、第19条の5第2項、第20条第1項若しくは第3項（これらの規定を第33条に準用する場合を含む。）又は第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして準用する場合を含む。）又は第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第19条の2の3（第19条の3第3項、第19条の6の3第2項及び第3項、第20条の2第2項及び第3項並びに第23条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- 三 第19条の5第1項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして貨物定期航路事業（人の運送をするものを除く。）を営んだ者
- 四 第19条の6（第19条の7において準用する場合を含む。）の規定による公示をしなかつた者

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第46条から第52条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 第2

## 国民意識調査の概要

### 1 趣旨

墓地、埋葬、散骨等に関する国民意識の動向を把握し、散骨のガイドライン作成の基礎資料とするため、実施した。

### 2 実施時期

本調査は 2020 年 10 月 30 日(金)～2020 年 11 月 2 日(月)まで、調査機関に委託して、実施した。

### 3 実施方法

本調査は、散骨経験者と散骨非経験者の考え方を比較するため、全国の 13,879 人の者を対象に、事前にスクーリーニング調査を行い、散骨経験者 594 人の結果を得た。

この中から 500 人をランダムで抽出し、同様に散骨経験なしの回答者より 500 人をランダムで抽出して、この両者をあわせて調査解析を行った。

### 4 調査結果

調査結果は、別添のとおりである。